令和２年７月

再生可能エネルギー事業支援ガイドブック

令和２年度版

経済産業省
資源エネルギー庁

環境省

■　本書の構成

Ⅰ．再生可能エネルギー事業支援メニュー

事業に必要な資金調達をサポートする施策や、事業の導入を促進するための施策等を紹介しています。

Ⅱ．関連許認可手続きガイド

事業用地を選定・使用するにあたり、また、設計・施工にあたり必要な主な許認可手続きを紹介しています。

Ⅰ．再生可能エネルギー事業支援メニュー

	頁	太陽光	風力	地熱	中小水力	バイオマス	蓄電池	その他
環境・エネルギー対策資金（非化石エネルギー設備関連）	1	■	■	■	■	■		■
省エネ再エネ高度化投資促進税制（再生可能エネルギー部分）	2	■	■	■	■	■	■	■
地域脱炭素投資促進ファンド事業	3	■	■	■	■	■	■	■
再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置（固定資産税）	4	■	■	■	■	■		
エコリース促進事業	5	■	■	■	■	■		■
環境金融の拡大に向けた利子補給事業（地域 ESG 融資促進利子補給事業）	6	■	■	■	■	■	■	■
農山漁村振興交付金（農山漁村活性化整備対策）	7	■	■		■	■		
地域の防災・減災と低炭素化を同時実現する自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業	8	■	■	■	■	■	■	■
福島県における再生可能エネルギーの導入促進のための支援事業費補助金（再生可能エネルギーの導入支援事業（発電設備等））	9	■	■	■	■	■	■	■
学校施設環境改善交付金（うち太陽光発電等導入事業）	10	■	■				■	■
住宅省エネリフォーム減税（投資型）	11	■						■
水力発電の導入促進のための事業費補助金（設備更新工事等事業）	12				■			
農山漁村地域整備交付金（地域用水環境整備事業）	13				■			
食料産業・６次産業化交付金（バイオマス産業都市施設整備への支援）	14					■		■
農林漁業施設資金（共同利用施設- バイオマス利活用施設）	15					■		■
林業成長産業化総合対策（林業・木材産業成長産業化促進対策）	16					■		■
社会資本整備総合交付金	17					■		■
廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圏構築促進事業	18					■		■
地域の系統線を活用したエネルギー面的利用事業費補助金	19	■	■	■	■	■	■	
脱炭素イノベーションによる地域循環共生圏構築事業のうち、地域の自立・分散型エネルギーシステムの構築支援事業	20	■	■	■	■	■	■	■
廃熱・未利用熱・営農地等の効率的活用による脱炭素化推進事業（一部農林水産省連携事業）	21	■						■
バイオ燃料製造事業者が取得した、バイオ燃料製造設備に係る課税標準の特例措置（バイオガス・木質固形燃料・バイオエタノール・バイオディーゼル）	22							■

	頁	太陽光	風力	地熱	中小水力	バイオマス	蓄電池	その他
ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス支援事業	23							■
廃棄物エネルギーの有効活用によるマルチベネフィット達成促進事業	24					■		■
レジリエンス強化型 ZEB 実証事業	25	■	■	■	■	■	■	■
戸建住宅におけるネット･ゼロ･エネルギー･ハウス（ZEH）化支援事業	26						■	■
新築集合住宅・既存住宅等における省 CO2 化促進事業	27						■	■
地域の再エネ主力化・レジリエンス強化推進事業	28	■	■	■	■	■	■	■
営農型太陽光発電システムフル活用事業	29	■						
上下水道システムにおける省 CO2 化推進事業	30	■			■			
水力発電の導入促進のための事業費補助金（水力発電実証モデル事業）	31				■			
下水道革新的技術実証事業	32					■		■
バイオマスエネルギーの地域自立システム化実証事業	33					■		■
ネット・ゼロ・エネルギー・ビル実証事業	34						■	■
地熱発電の資源量調査・理解促進事業費補助金	35			■				
水力発電の導入促進のための事業費補助金（水力発電事業性評価等支援事業（民間事業者等））	36				■			
水力発電の導入促進のための事業費補助金（水力発電事業性評価等支援事業（地方公共団体）	37				■			
水力発電の導入促進のための事業費補助金（設備更新調査事業）	38				■			
新エネルギー等のシーズ発掘・事業家に向けた技術研究開発事業	39	■	■	■	■	■	■	■
未来社会創造事業　ハイリスク・ハイインパクトな研究開発の推進（「地球規模課題である低炭素社会の実現」領域）	40	■	■	■	■	■	■	■
持続可能な循環資源活用総合対策事業（地域資源活用展開支援事業）	41	■	■	■	■	■		■
福島県における再生可能エネルギーの導入促進のための支援事業費補助金（再生可能エネルギー関連技術の実証研究事業）	42	■	■	■	■	■	■	■
太陽光発電の導入可能量拡大等に向けた技術開発事業	43	■						
浮体式洋上風力発電による地域の脱炭素化ビジネス促進事業	44		■				■	

	頁	太陽光	風力	地熱	中小水力	バイオマス	蓄電池	その他
浮体式洋上風力発電施設の安全認証	45		■					
地熱資源探査出資等事業	46			■				
地熱発電や地中熱等の導入拡大に向けた技術開発事業（従来型地熱発電に関する技術開発）	47			■				
地熱発電の資源量調査・理解促進事業費補助金（理解促進事業に係るもの）	48			■				
環境技術実証事業（ETV 事業）	49				■			■
水力発電の導入促進のための事業費補助金（人材育成）	50				■			
水力発電の導入促進のための事業費補助金（地域理解促進等関連事業）	51				■			
小水力発電プロジェクト形成支援窓口	52				■			
林業成長産業化総合対策（木材需要の創出・輸出力強化対策のうち「地域内エコシステム」構築事業）	53					■		■
地熱発電や地中熱等の導入拡大に向けた技術開発事業（再エネ熱利用に係るコスト低減技術開発）	54							■
海洋エネルギー発電施設の安全認証	55							■
畜産バイオマス地産地消緊急対策事業	56					■		
ネット・ゼロ・エネルギー・ハウスを活用したレジリエンス強化事業費補助金	57						■	■
サプライチェーン改革・生産拠点の国内投資も踏まえた脱炭素社会への転換支援事業	58	■					■	

融資を受けたい

環境・エネルギー対策資金（非化石エネルギー設備関連）

中小企業における非化石エネルギーの導入促進を図るため、非化石エネルギー設備を取得するために必要な設備資金を融資します。

■ **対象者**

非化石エネルギーを導入するために必要な設備を設置する者

■ **支援内容**

◆貸付期間

20 年以内

◆貸付限度額

中小企業事業：７億２千万円以内

国民生活事業：７千２百万円以内

※特利限度額４億円

◆貸付利率

【基準利率】

太陽光発電

【特別利率①】※基準金利-0.4%

太陽光発電（10kW 以上の自家消費型）、地中熱、太陽熱

【特別利率②】※基準金利-0.65%

風力発電、水力発電、地熱発電、バイオマスエネルギー（発電・熱利用・燃料製造）、温度差エネルギー、雪氷熱

◆貸付利率の具体例

中小企業事業：基準金利 1.11%、国民生活事業：基準金利 1.91%

※利率は中小企業事業及び国民生活事業ともに 5 年以内貸付の場合（2020 年 2 月 3 日現在）。
ただし適用利率は信用リスク等に応じて所定の利率が適用。

※固定価格買取制度との併用可

※省エネ再エネ高度化投資促進税制（再エネ部分）との併用可

■ **対象となる再生可能エネルギー等の種類**

太陽光発電、風力発電、水力発電、地熱発電、バイオマスエネルギー（発電・熱利用・燃料製造）、
太陽熱、地中熱、温度差エネルギー、雪氷熱

■ **利用方法**

株式会社日本政策金融公庫に相談して下さい。

問い合わせ先

株式会社日本政策金融公庫

事業資金相談ダイヤル（0120-154-505）

※沖縄県にあっては沖縄振興開発金融公庫（098-941-1795）

税制の優遇を受けたい

省エネ再エネ高度化投資促進税制（再生可能エネルギー部分）

青色申告書を提出する個人及び法人が、対象設備を取得し、事業の用に供した場合に、取得価額の 14%特別償却できる税制優遇が受けられる制度です。

■ **対象者**

青色申告書を提出する個人又は法人

■ **支援内容**

普通償却に加えて取得価額の 14%相当額を限度として償却できる特別償却

※固定価格買取制度との併用可

※国又は地方公共団体の補助金や、法人税や所得税等の国税に対する他の税制優遇措置との併用は不可

■ **対象となる再生可能エネルギー等の種類**

対象設備	各設備の要件
中小水力発電設備（3 万 kW 未満）	○ 1kW あたりの資本費が以下の発電出力の区分に応じてその金額以下のもの 200kW 未満 …… 272 万円 /kW 200kW 以上 1,000kW 未満 …… 109 万円 /kW 1,000kW 以上 3 万 kW 未満 …… 39 万円 /kW
地熱発電設備（1,000kW 以上）	○設備利用率 80% を超えると見込まれるもの
バイオマス利用装置	－
木質バイオマス発電設備（2 万 kW 未満）	○木質バイオマス燃料の年間利用率 80% を超えると見込まれるもの ○下記のいずれかを満たすもの ・設備利用率 80% を超えると見込まれるもの ・熱電併給を行うもの ・1kW あたりの資本費が以下の発電出力の区分に応じてその金額以下のもの 2,000kW 未満 …… 62 万円 /kW 2,000kW 以上 2 万 kW 未満 …… 41 万円 /kW
木質バイオマス熱供給装置（160GJ/h）	○木質バイオマス燃料の年間利用率が 80% を超えると見込まれるもの ○装置のうち、ボイラーの熱効率 80% を超えるもの
バイオマス利用メタンガス製造装置	○熱電併給を行うもの
風力発電装置専用機械類	－
周波数変動制御装置	○接続される風力発電装置の発電出力が 1 万 kW 以上のもの （遠隔出力制御装置は、接続される風力発電装置が「既設」のものに限る。）
発電出力制御装置 （ウィンドファームコントローラー）	
異常検出装置 （コンディションモニタリングシステム）	
遠隔出力制御装置	
定置用蓄電設備	○蓄電出力が接続される再エネ設備※の発電出力と比較して同等以下のもの
電線路（自営線）	○再エネ設備※のいずれか又はその附属設備と接続するもの ○再エネ設備※を所有する者が維持し運用するもの

※太陽光発電設備（10kW 以上）、風力発電設備（1 万 kW 以上）、本税制の要件を満たす中小水力発電設備・地熱発電設備・バイオマス利用装置

■ **事業年数**

令和 2 年(2020 年）4 月 1 日から令和 3 年(2021 年）3 月末日までの間に対象設備を取得することが必要です。

■ **利用方法**

確定申告時に税務署に必要書類を提出して下さい。

問い合わせ先

【税務手続きの詳細】

所轄の税務署

【その他の問合せ】

資源エネルギー庁新エネルギー課

※省エネ部分の措置については、資源エネルギー庁省エネルギー課

地域における脱炭素化プロジェクトに出資を受けたい

地域脱炭素投資促進ファンド事業

一定の採算性・収益性が見込まれる脱炭素化プロジェクトに民間資金を呼び込むため、これらのプロジェクトに対し「地域脱炭素投資促進ファンド」から出資による支援を行います。

■ **対象者**

地域における地球温暖化対策のための事業を行う事業者（対象事業者）

■ **支援内容**

対象事業者への出資

※固定価格買取制度との併用可（固定価格買取制度の認定を受ける太陽光は除く。）

※省エネ再エネ高度化投資促進税制（再エネ部分）との併用可

■ **対象となる再生可能エネルギー等の種類**

事業者の提案に沿った再エネ設備等を支援

■ **予算額**

48.0 億円

■ **事業年数**

個別案件毎に設定します(出資決定は年度内に行います)

■ **利用方法**

執行団体である一般社団法人グリーンファイナンス推進機構(http://greenfinance.jp/)にご相談ください。

問い合わせ先

【出資に関するご相談、申請手続きや出資事例に関するお問合せ】

一般社団法人グリーンファイナンス推進機構　事業部

TEL：03-6257-3863、3864

【その他のお問い合わせ】

環境省大臣官房環境経済課

TEL：03-5521-8240

FAX：03-3580-9568

E-mail：SHIEN@env.go.jp

税制の優遇を受けたい

再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置（固定資産税）

再生可能エネルギー発電設備に対して、固定資産税を軽減する措置です。

■ **対象者**

再生可能エネルギー発電設備を取得した事業者

■ **支援内容**

固定資産税が課せられることとなった年度から 3 年分の固定資産税に限り、課税標準を以下の割合に軽減。

対象設備	発電出力	課税標準	要件
太陽光発電設備（10kW以上）	1,000kW以上	3/4 (7/12～11/12)	FIT認定外 (自家消費型補助金の交付を受け取得した設備)
	1,000kW未満	2/3 (1/2～5/6)	
風力発電設備	20kW以上	2/3 (1/2～5/6)	FIT認定
	20kW未満	3/4 (7/12～11/12)	
中小水力発電設備	5,000kW以上	3/4 (7/12～11/12)	
	5,000kW未満	1/2 (1/3～2/3)	
地熱発電設備	1,000kW以上	1/2 (1/3～2/3)	
	1,000kW未満	2/3 (1/2～5/6)	
バイオマス発電設備（2万kW未満）	1万kW以上	2/3 (1/2～5/6)	
	1万kW未満	1/2 (1/3～2/3)	

※軽減率について、各自治体が一定の幅で独自に設定できる「わがまち特例」を適用(上表の括弧書の間で設定)

※省エネ再エネ高度化投資促進税（再エネ部分）との併存可

■ **対象となる再生可能エネルギー等の種類**

太陽光発電（再生可能エネルギー事業者支援事業費に係る補助を受けて取得したものに限る）、
風力発電、地熱発電、中小水力発電、バイオマス発電（2 万 kW 未満）

※太陽光発電以外は、固定価格買取制度の認定を受けたものに限る

■ **事業年数**

令和 2 年(2020 年）4 月 1 日から令和 4 年(2022 年）3 月末日までの間に対象設備を取得することが必要です。

■ **利用方法**

設備所在の市区町村に必要書類を提出して下さい。

問い合わせ先

設備所在の都道府県・市区町村

再生可能エネルギー設備を、頭金の負担無く導入したい

エコリース促進事業

再生可能エネルギー設備をはじめとした脱炭素社会構築に資する機器について、初期投資費用（頭金）を必要としない「リース」で導入した場合に、リース総額の一部を助成します。

■ **対象者**

環境省が定める基準を満たす、再生可能エネルギー設備を含む脱炭素社会構築に資する機器を、リースにより導入しようとするリース利用者（中小企業等）

■ **支援内容**

補助率：リース総額の 5%以下（ただし東北 3 県に係るリース契約は 10%）
※固定価格買取制度との併用可
※経済産業省の低炭素設備リース信用保険との併用可

■ **対象となる再生可能エネルギー等の種類**

太陽光発電、風力発電、小水力発電、バイオマス発電、太陽熱、地中熱

■ **予算額**

15.7 億円の内数

■ **事業年数**

単年度

■ **利用方法**

指定リース事業者にご相談ください。
https://www.eco-lease.or.jp/

問い合わせ先

一般社団法人環境金融支援機構
エコリース促進事業部
TEL：03-6261-1530
FAX：03-6261-1531
環境省大臣官房環境経済課
TEL：03-5521-8240
FAX：03-3580-9568
E-mail：ECOLEASE@env.go.jp

脱炭素事業への融資について利子補給を受けたい

環境金融の拡大に向けた利子補給事業（地域 ESG 融資促進利子補給事業）

企業の CO2 削減を促す ESG 融資について、利子補給制度により支援します。

■ **対象者**
指定金融機関から融資を受ける事業者

■ **支援内容**
利子補給率：年利１%を限度
※固定価格買取制度との併用可
※都道府県、市町村による補助金で、原資が国でないものは併用可。

■ **対象となる再生可能エネルギー等の種類**
事業者の提案に沿った再エネ設備等を支援

■ **予算額**
11.0 億円の内数

■ **事業年数**
最大３年間

■ **利用方法**
指定金融機関にご相談ください。
【一般社団法人 環境パートナーシップ会議（EPC）HP にて、指定金融機関の選定状況を公表予定
→ https://epc.or.jp/category/fund_dept 】

問い合わせ先
一般社団法人 環境パートナーシップ会議（EPC）
TEL：03-5468-6753
E-mail：info.fund@epc.or.jp

農山漁村活性化のために整備された施設等に再生可能エネルギーを供給したい

農山漁村振興交付金（農山漁村活性化整備対策）

市町村等が作成する活性化計画に基づき、農山漁村への定住や地域間交流等を図るために必要な農産物加工・販売施設、地域間交流拠点施設等に係る発電設備の整備を支援します。

■ **対象者**

都道府県、市町村、農林漁業者の組織する団体等

■ **支援内容**

１／２等

（※固定価格買取制度を活用して売電を行う場合、交付金の交付対象とはなりません。）

■ **対象となる再生可能エネルギー等の種類**

太陽光発電、風力発電、中小水力発電、バイオマス発電

■ **予算額**

21.2 億円

■ **事業年数**

原則３年以内

（ただし、不測の事態の発生等を考慮し、最大５年まで可）

■ **利用方法**

問い合わせ先にご相談をお願いします。

問い合わせ先

○農林水産省 農村振興局整備部 地域整備課 活性化支援班 TEL：03-3501-0814

○各地方農政局 農村振興部 地域整備課

（東北農政局）TEL：022-263-1111（内線 4171）

（関東農政局）TEL：048-740-0115

（北陸農政局）TEL：076-232-4726

（東海農政局）TEL：052-223-4639

（近畿農政局）TEL：075-414-9553

（中国四国農政局）TEL：086-224-9422

（九州農政局）TEL：096-300-6510

平時の温室効果ガス排出を抑制すると同時に、災害時の避難施設等へのエネルギー供給等の機能発揮が可能な再生可能エネルギー設備等の導入を支援します。

地域の防災・減災と低炭素化を同時実現する自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業

地域防災計画又は地方公共団体との協定により災害時に避難施設等として位置づけられた公共施設又は民間施設に、平時の温室効果ガス排出抑制に加え、災害時にもエネルギー供給等の機能発揮が可能となり、災害時の事業継続性の向上に寄与する再生可能エネルギー設備等を導入する事業を一部支援します。

■ **対象者**

地方公共団体、非営利法人、民間事業者等（民間団体等を介した間接補助）

■ **支援内容**

1．公共施設に関する防災減災・低炭素化自立分散型エネルギー設備等導入推進事業（１号事業）
補助率：1／ 2、2 ／ 3、3 ／ 4

2．民間施設等に関する防災減災・低炭素化自立分散型エネルギー設備等導入推進事業（２号事業）
補助率：1／ 2、2 ／ 3（補助率 2/3 については、令和元年度において補助率 2/3 で実施した事業の継続事業に限る。）

■ **対象となる再生可能エネルギー等の種類**

事業者の提案に沿った再エネ設備等を支援

■ **予算額**

116.0 億円

■ **事業年数**

単年度

■ **利用方法**

補助事業者が行う公募に申し込んでください。
http://www.eic.or.jp/eic/topics/2020/bousai/002.html

問い合わせ先

一般財団法人　環境イノベーション情報機構
http://www.eic.or.jp/eic/
E-mail：bousai@jigyo.eic.or.jp

福島復興のために再生可能エネルギー発電事業を始めたい

福島県における再生可能エネルギーの導入促進のための支援事業費補助金
（再生可能エネルギーの導入支援事業（発電設備等））

福島県の阿武隈山地や県沿岸部における再生可能エネルギー導入拡大のため共用送電線に接続する発電設備やそれに付帯する蓄電池・送電線等の導入を支援します。

■ **対象者**
発電事業を行う民間事業者等（法人及び青色申告を行っている個人事業者）、非営利民間団体及び地方公共団体等
※「福島県再生可能エネルギー復興推進協議会」に参画すること。協議会参画の条件は、以下のとおり。
①協議会趣旨に賛同し、協議会に負担金（100 万円／ＭＷ）を毎年拠出すること。
②福島県に本社を有し、資本金の１／３以上が県内資本であること。
③事業にかかる総事業費の１／２以上が原則、県内投融資であること。
④事業が市町村復興計画に適合していること。
※リースを利用する場合は、設置事業者とリース会社等との共同申請とし、リース会社は１申請について１社とする。

■ **支援内容**
補助率：発電設備１ ／ 10 以内（上限３ 億円）
蓄電池・送電線等１／２ 以内（上限１５億円）

■ **対象となる再生可能エネルギー等の種類**
太陽光発電（50kW 以上）
風力発電（500kW 以上）
地熱発電（規模要件なし）
中小水力発電（5,000kW 未満）
バイオマス発電（50kW 以上）

■ **予算額**
40.0 億円の内数

■ **事業年数**
原則単年度。ただし、単年度で事業完了が困難である事業については、最大令和５年度(２０２３年度)まで複数年度事業として申請可能。

■ **利用方法**
公募期間内に公募要領記載の申請書一式を提出してください。

問い合わせ先
福島県企画調整部エネルギー課
https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/11025c/
TEL: 024-521-8417

公立学校に太陽光発電設備等を導入したい

学校施設環境改善交付金（うち太陽光発電等導入事業）

太陽光発電設備等を設置するために必要な経費の一部を国庫補助し、地域の実情に応じた地球温暖化対策の推進や環境教育への活用を図ります。

■ **対象者**

地方公共団体〔幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校、高等学校、特別支援学校（幼稚部、小中学部、高等部）、共同調理場〕

※高等学校と中等教育学校（後期課程）は産業教育施設のみ

■ **支援内容**

交付金

算定割合：１／２

※固定価格買取制度との併用可

■ **対象となる再生可能エネルギー等の種類**

太陽光発電、風力発電、太陽熱利用設備、蓄電池

■ **予算額**

695 億円の内数

■ **事業年数**

単年度

■ **利用方法**

学校施設環境改善交付金交付要綱をご確認ください。

問い合わせ先

文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部施設助成課技術係

TEL：03-6734-2078

FAX：03-6734-3743

税制の優遇を受けたい

住宅省エネリフォーム減税（投資型）

自らが所有し、居住する住宅に対して、ローンの借入れの有無に関わらず一定の省エネ改修工事（同時に設置する太陽光発電設備の設置工事を含む。）を行った場合の税制優遇措置です。

■ **対象者**

個人

■ **支援内容**

標準的な工事費用相当額の 10%を 25 万円を上限に所得税から控除。但し、太陽光発電設備を設置する場合は、控除上限額 35 万円。

※一定の要件を満たす窓の省エネ改修工事が必須。

■ **対象となる再生可能エネルギー等の種類**

太陽光発電、再エネ熱（太陽熱利用）、燃料電池

■ **利用方法**

確定申告時に税務署に必要書類を提出してください。

問い合わせ先

所轄の税務署

既存の水力発電設備が、増出力または増電力量するための設備更新をしたい

水力発電の導入促進のための事業費補助金（設備更新工事等事業）

水力発電の既存設備の有効利用を図るため、更新及び改造等を行います。

■ **対象者**
民間事業者等

■ **支援内容**
補助金額：補助対象経費の１／４以内（ただし継続分は１／３以内）
※補助対象経費は、増出力等を図るための、機械装置、構築物等。

■ **対象となる再生可能エネルギー等の種類**
中小水力発電(一般水力を含む水力発電全般)

■ **予算額**
20 億円の内数

■ **事業年数**
原則単年度（令和３年２月末日まで）

■ **利用方法**
公募期間内に公募要領記載の申請書一式を提出してください。

問い合わせ先
一般財団法人新エネルギー財団（NEF）
http://www.nef.or.jp/
TEL：03-6810-0364
FAX：03-3982-5101

農業水利施設を活用した小水力発電を行いたい

農山漁村地域整備交付金（地域用水環境整備事業）

農業水利施設を活用した小水力発電に係る整備等費用の一部補助をします。

■ **対象者**
都道府県、市町村、土地改良区等

■ **支援内容**
補助金額：1 ／ 2 ほか
※固定価格買取制度との併用可

■ **対象となる再生可能エネルギー等の種類**
中小水力発電

■ **利用方法**
問い合わせ先にご相談をお願いします。

問い合わせ先
（農業水利施設を活用した小水力等再生可能エネルギーに関する窓口）
https://www.maff.go.jp/j/nousin/mizu/shousuiryoku/madoguchi.html

農林水産省 農村振興局整備部 水資源課 保全対策班
TEL：03-3502-6246

バイオマスを活用した施設の整備に取り組みたい

食料産業・６次産業化交付金（バイオマス産業都市施設整備への支援）

①バイオマス産業都市選定地域におけるプロジェクトの実現に必要な調査・設計等を支援します。
②バイオマス産業都市選定地域におけるプロジェクトの実現に必要な施設整備を支援します。

■ **対象者**
バイオマス産業都市として選定された地域のバイオマス産業都市構想に位置付けられた事業実施体制の構成員となっている地方公共団体又は民間団体等

■ **支援内容**
補助率
① 1/2 以内
② 1/3 以内、1/2 以内
※省エネ再エネ高度化投資促進税制（再エネ部分）との併用可（①に限る）

■ **対象となる再生可能エネルギー等の種類**
バイオマス発電、バイオマス熱利用、バイオマス燃料製造

■ **予算額**
25.3 億円の内数

■ **事業年数**
単年度

■ **利用方法**
問い合わせ先にご相談をお願いします。

問い合わせ先
○農林水産省食料産業局バイオマス循環資源課　TEL：03-6738-6479 ／ FAX：03-6738-6552

○各地方農政局等
（北海道農政事務所事業支援課）TEL：011-330-8810
（東北農政局食品企業課）TEL：022-221-6146
（関東農政局食品企業課）TEL：048-740-0336
（北陸農政局食品企業課）TEL：076-232-4149
（東海農政局食品企業課）TEL：052-746-6430
（近畿農政局食品企業課）TEL：075-414-9024
（中国四国農政局食品企業課）TEL：086-222-1358
（九州農政局食品企業課）TEL：096-300-6335
（沖縄総合事務局食料産業課）TEL：098-866-1673

バイオマスを活用した施設の整備に取り組みたい

農林漁業施設資金（共同利用施設- バイオマス利活用施設）

日本政策金融公庫が、バイオマスを活用する共同利用使用施設の整備について、長期低利の融資で支援します。

■ **対象者**

農業協同組合、土地改良区、農業共済組合、森林組合、水産業共同組合、５割法人・団体及び農林業振興法人等

■ **支援内容**

（１）利率：0.2%
（２）貸付限度額：負担額の 80%
（３）償還期限：20 年以内
（４）据置期間：３年以内
※固定価格買取制度との併用可
※省エネ再エネ高度化投資促進税制（再エネ部分）との併用可

■ **対象となる再生可能エネルギー等の種類**

バイオマス発電、バイオマス熱利用、バイオマス燃料製造

■ **利用方法**

株式会社日本政策金融公庫へご相談をお願いします。

問い合わせ先

【資金に関するご相談】
株式会社日本政策金融公庫の各支店（沖縄県にあたっては沖縄振興開発金融公庫）

【制度に関するお問い合わせ】
農林水産省食料産業局バイオマス循環資源課
TEL：03-6738-6479 ／ FAX：03-6738-6552

木質バイオマスを利用する施設を導入したい

林業成長産業化総合対策（林業・木材産業成長産業化促進対策）

木質バイオマスの供給・利用を促進するための木質チップ、ペレット等の木質燃料製造施設や熱供給用木質バイオマスボイラー等の導入を支援します。

■ **対象者**
地方公共団体、森林組合、民間事業者　等

■ **支援内容**
補助率：1/3 ほか

■ **対象となる再生可能エネルギー等の種類**
バイオマス発電、再エネ熱

■ **予算額**
86 億円の内数

■ **事業年数**
単年度

■ **利用方法**
各都道府県の木材担当部局にお問い合わせください。

問い合わせ先
各都道府県の木材担当部局

下水道バイオマス・下水熱を活用したい

社会資本整備総合交付金

地方公共団体が行う下水汚泥のエネルギー利用施設の整備等を支援し、環境負荷の削減、省エネルギー化を図ります。

■ **対象者**
地方公共団体

■ **支援内容**
交付対象額：社会資本総合整備計画に記載された事業費に国費率を乗じた額
国費率：1 ／ 2 または 5.5 ／ 10（公共下水道の場合）
1 ／ 2 または２／３（流域下水道の場合）
（売電事業は補助対象にはなりません）

■ **対象となる再生可能エネルギー等の種類**
バイオガス、下水汚泥固形燃料、再エネ熱（下水熱）

■ **予算額**
7626.5 億円の内数

■ **事業年数**
原則単年度

■ **利用方法**
社会資本総合整備計画を提出の上、交付申請してください。

問い合わせ先
国土交通省水管理・国土保全局下水道部下水道企画課
TEL：03-5253-8427

自立・分散型の「地域エネルギーセンター」の整備をしたい

廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圏構築促進事業

廃棄物処理施設において、高効率な廃熱利用と大幅な省エネルギーが可能な設備の導入により得られるエネルギーを有効活用することで、エネルギー期限 CO2 の排出抑制を図りつつ、当該施設を中心とした自立・分散式の「地域エネルギーセンター」の整備を進めます。また、廃棄物処理施設で生じた熱や発電した電力を地域で利活用することによる低炭素化の取組を支援します。

■ **対象者**

市町村（一部事務組合、広域連合及び特別区も含む。）、民間事業者等

■ **支援内容**

・新設及び改良（エネルギー回収型廃棄物処理施設）：1/2 補助
・電線、変圧器等廃棄物発電により生じた電力を利活用するための設備：1/2 補助
（災害時の非常用電源となる EV 収集車：差額の 2/3 補助、蓄電池：1/2 補助）
・熱導管等廃棄物の処理により生じた熱を利活用するための設備：1/2 補助
・廃棄物処理施設による未利用熱及び廃棄物発電の有効活用に係る FS 調査：定額補助

■ **対象となる再生可能エネルギー等の種類**

バイオマス発電、再エネ熱

■ **予算額**

61.5 億円の内数

■ **事業年数**

単年度

■ **利用方法**

執行団体である一般社団法人　廃棄物処理施設技術管理協会の HP に掲載する公募要領に従い、必要書類を提出してください。

問い合わせ先

一般社団法人　廃棄物処理施設技術管理協会
http://jaem.or.jp/
TEL：044-288-2456

地域の再エネを活用したい

地域の系統線を活用したエネルギー面的利用事業費補助金

地域の再エネと蓄電池等の調整力、系統線を活用し、災害時にも自立して地域に電力を供給できる「地域マイクログリッド」を構築しようとする民間事業者等（地方公共団体の関与は必須）を支援します

■ **対象者**

地域マイクログリッドを構築しようとする民間事業者等（地方公共団体単独での申請は不可）

■ **支援内容**

①地域マイクログリッド（地域の再エネと蓄電池等の調整力、系統線を活用し、災害時にも自立して地域に電力を供給できるシステム）の構築を図る事業（補助率：2/3 以内）

※補助上限額：6 億円/件

※グリッド内の電源として FIT 設備を活用することは可能

②地域マイクログリッドの構築に向け事業計画の策定及び事業化可能性調査を行う事業（補助率：3/4 以内）

※補助上限額：2,000 万円/件

■ **対象となる再生可能エネルギー等の種類**

太陽光発電、風力発電、バイオマス発電、水力発電、地熱発電

■ **予算額**

17.3 億円

■ **事業年数**

① 原則単年度。ただし、事業工程上単年度では事業完了が不可能であると確認できる事業について、最大 2 年までの複数年度事業として申請できる。

② 原則単年度

■ **利用方法**

申込み時に執行団体に必要書類を提出してください。

必要書類については公募要領をご確認ください。

公募情報（ https://sii.or.jp/microgrid02/ ）

問い合わせ先

一般社団法人環境共創イニシアチブ（SII）

地域において、高い再生可能エネルギー自給率を達成する自律分散型エネルギーシステムを構築したい

脱炭素イノベーションによる地域循環共生圏構築事業のうち、地域の自立・分散型エネルギーシステムの構築支援事業

再生可能エネルギー自給率の高い自立・分散型エネルギーシステムの構築を通じて、2050 年温室効果ガス総排出量 80%削減のトリガーとなる先導的モデルを構築し、ひいては地域循環共生圏の構築を図る事業に対して支援を行う。

■ **対象者**

民間事業者・団体、地方公共団体等

■ **支援内容**

間接補助事業（定額,2/3）

■ **対象となる再生可能エネルギー等の種類**

・太陽光発電
・風力発電
・バイオマス発電
・水力発電
・地熱発電
・太陽熱利用
・バイオマス熱利用
・その他温度差エネルギー利用（地下水熱、下水熱、河川熱、地中熱、雪氷熱等）
※マイクログリッドを構築するなど、各種条件あり

■ **予算額**

80 億円

■ **事業年数**

最大 3 年間

■ **利用方法**

補助事業者が行う公募に申し込んでください。

問い合わせ先

環境省地球環境局地球温暖化対策課地球温暖化対策事業室
03-5521-8339
E-mail:chikyu-jigyo@env.go.jp

地域で活用されていない資源を利用し、地域の低炭素社会づくりを推進したい

廃熱・未利用熱・営農地等の効率的活用による脱炭素化推進事業（一部農林水産省連携事業）

未利用な資源を効率的に活用した低炭素型の社会システムを整備するために、エネルギー起源二酸化炭素の排出を抑制する設備等の導入または設備の部品等の交換・追加をする事業に対し、支援を行います。

■ **対象者**

地方公共団体、民間団体等

■ **支援内容**

（ア）地域の未利用資源等を活用した社会システムイノベーション推進事業
- （ｉ）中小企業　2/3
- （ⅱ）中小企業以外　1/2
- （ⅲ）政令指定都市以外の市町村　2/3
- （ⅳ）都道府県、政令指定都市又は特別区　1/2
- （ｖ）（ｉ）～（ⅳ）以外　1/2

（イ）地中熱・下水熱等を活用した融雪設備導入支援事業
- （ｉ）政令指定都市以外の市町村　2/3
- （ⅱ）都道府県、政令指定都市又は特別区　1/2
- （ⅲ）（ｉ）、（ⅱ）以外　1/2

（ウ）地域熱供給促進支援事業

熱供給事業者、民間企業　1/2

（エ）営農型等再生可能エネルギー発電自家利用モデル構築事業

農業者、民間企業等※　1/2

※民間企業、非営利法人については地方公共団体と連携した者に限る。

■ **対象となる再生可能エネルギー等の種類**

廃熱・地中熱などの未利用熱、営農地などの発電可能用地

■ **予算額**

12.81 億円

■ **事業年数**

原則単年度（令和３ 年２ 月末日まで）。ただし、単年度で事業完了が困難であると確認できる事業については、原則最大２ 年まで複数年度事業として申請可能。

■ **利用方法**

補助事業者（執行団体）が行う公募に、申し込んでください。

問い合わせ先

一般社団法人温室効果ガス審査協会

税制の優遇を受けたい

バイオ燃料製造事業者が取得した、バイオ燃料製造設備に係る課税標準の特例措置
（バイオガス・木質固形燃料・バイオエタノール・バイオディーゼル）

「農林漁業バイオ燃料法(平成 20 年法律 45 号)」に基づく「認定生産製造連携事業計画」に従って、バイオ燃料製造設備を新設した場合、当該設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置

■ **対象者**

法に基づく「生産製造連携事業計画」の認定を受けた製造事業者

■ **支援内容**

「認定生産製造連携事業計画」に従って新設したバイオ燃料製造設備に係る課税標準となるべき価格を、（）内の率を掛けた額に３年間軽減します。

・バイオエタノール（2/3）
・バイオディーゼル（2/3）
・木質固形燃料（2/3）
・ガス（メタン、木質）　（1/2）
※固定価格買取制度との併用可
※省エネ再エネ高度化投資促進税制（再エネ部分）との併用可

■ **対象となる再生可能エネルギー等の種類**

その他（バイオマス燃料製造）

■ **利用方法**

確定申告時に地方自治体税務担当に必要書類を提出してください。

問い合わせ先

農林水産省食料産業局バイオマス循環資源課
TEL：03-6738-7898
FAX：03-6738-6552

ゼロエネルギー住宅を建てたい

ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス支援事業

ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH：ゼッチ※）の導入・実証支援
ZEH の普及目標を掲げた ZEH ビルダーにより建築される ZEH+（現行の ZEH より省エネを更に深堀りするとともに、設備のより効率的な運用等により太陽光発電等の自家消費拡大を目指した ZEH）や集合住宅における ZEH の実証等を支援します。
※ ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）：年間の１次エネルギー消費量がネットでゼロとなる住宅

■ **対象者**

・ZEH+：新築住宅を建築・購入等する個人
・集合住宅（超高層 ZEH-M（ゼッチ・マンション））：新築住宅を開発する事業者等

■ **支援内容**

補助金額：
・ZEH+ 実証事業：105 万円/ 戸
※蓄電システム、V2H 設備、燃料電池を設置する場合は追加補助
・超高層 ZEH-M（ゼッチ・マンション）実証事業：補助対象経費の２／３以内（上限あり）
※固定価格買取制度との併用可（ただし余剰買取方式に限る）

■ **対象となる再生可能エネルギー等の種類**

太陽熱利用等（太陽光発電等の再生可能エネルギーによる発電は補助対象外）

■ **予算額**

「ZEH+実証事業」「超高層 ZEH-M 実証事業」：459.5 億円の内数

■ **事業年数**

原則単年度
ただし、集合住宅については、単年度では事業工程上事業完了が不可能な場合に限り、ZEH-M 実証事業は最長５年間。
（本年度の交付決定は、翌年度以降の交付決定を保証するものではありません。）

■ **利用方法**

申込み時に執行団体に必要書類を提出してください。
必要書類については公募要領をご確認ください。

問い合わせ先

一般社団法人環境共創イニシアチブ（SII）
TEL：03-5565-4081

廃棄物エネルギーを有効活用する廃棄物処理施設を整備したい

廃棄物エネルギーの有効活用によるマルチベネフィット達成促進事業

廃棄物エネルギーを有効活用し社会全体での脱炭素化に資する事業のうち、地元自治体と災害廃棄物受入等に関する協定を結ぶことで地域のレジリエンスの向上に貢献し、かつ、地域内での資源・エネルギーの循環利用による地域の活性化や地域外への資金流出防止等に資する事業を支援します。

■ **対象者**
民間事業者・団体

■ **支援内容**
間接補助事業（補助率１／３）

■ **対象となる再生可能エネルギー等の種類**
バイオマス発電、再エネ熱

■ **予算額**
19.5 億円

■ **事業年数**
原則単年度（令和３年２月末日まで）。ただし、単年度で事業完了が困難であると確認できる事業については、複数年度事業として申請可能。

■ **利用方法**
補助事業者が行う公募に申し込んでください。

問い合わせ先
公益財団法人　廃棄物・３R 研究財団（前年度）
TEL：03-6659-6424
FAX：03-6659-6425

激甚化する災害時において、自立的にエネルギー供給可能となる災害時活動拠点施設の ZEB 化に資する再生可能エネルギー設備及び蓄電池を導入したい

レジリエンス強化型 ZEB 実証事業

災害対応の観点から、被災時にも必要なエネルギーを供給できる機能を強化した、業務用施設における ZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）化を支援する。

■ **対象者**
地方公共団体、民間団体等

■ **支援内容**
補助率　２／３

■ **対象となる再生可能エネルギー等の種類**
災害時のエネルギー自立化に資する再生可能エネルギー設備及び蓄電池等

■ **予算額**
98.5 億円の内数

■ **事業年数**
原則単年度。ただし、単年度で事業完了が困難であると確認できる事業については、原則最大２年（延べ面積 2,000m^2 以上の場合は３年）まで複数年度事業として申請可能。

■ **利用方法**
補助事業者が行う公募に申し込んでください。

新築戸建住宅において、再生可能エネルギー設備及び蓄電池を導入したい

戸建住宅におけるネット･ゼロ･エネルギー･ハウス（ZEH）化支援事業

戸建住宅において、ZEH の交付要件を満たす住宅を新築・改修する者に補助を行う。
また同時に蓄電池を設置する者に補助を行う。

■ **対象者**
民間事業者

■ **支援内容**
定額

■ **対象となる再生可能エネルギー等の種類**
太陽熱利用システム、蓄電池等

■ **予算額**
63.5 億円

■ **事業年数**
原則単年度。

■ **利用方法**
補助事業者が行う公募に申し込んでください。

新築集合住宅において、再生可能エネルギー設備及び蓄電池を導入したい

新築集合住宅・既存住宅等における省 CO2 化促進事業

集合住宅において、ZEH-M の交付要件を満たす住宅を新築する者に補助を行う。
また同時に蓄電池を設置する者に補助を行う。

■ **対象者**
民間事業者

■ **支援内容**
定額、補助率 1/2

■ **対象となる再生可能エネルギー等の種類**
太陽熱利用システム、蓄電池等

■ **予算額**
98.5 億円の内数

■ **事業年数**
原則賃貸住宅は 2 年以内、分譲住宅は 3 年以内。

■ **利用方法**
補助事業者が行う公募に申し込んでください。

再生可能エネルギーを導入するとともに、公共施設等の調整力を活用し、地域の再エネ主力化を図りたい

地域の再エネ主力化・レジリエンス強化推進事業

廃棄物発電所や上下水道などの公共施設の有する制御可能な設備を活用して地域の再エネ電力を有効活用できるようにし、公共施設の再エネ比率をさらに高めるモデル構築を支援します。

■ **対象者**

地方公共団体、民間団体等(民間企業については、地方公共団体と共同して実施する場合に限る)

■ **支援内容**

間接補助事業（補助率２／３、１／２※）

※EV については、通信・制御機器、充放電設備又は充電設備とセットで外部給電可能な EV に従来車から買換えする場合に限り、蓄電容量の 1/2(電気事業法上の離島は 2/3)×2 万円/kWh 補助する（上限あり）。

■ **対象となる再生可能エネルギー等の種類**

太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、バイオマス、その他化石燃料以外のエネルギー源による発電設備、蓄電池・自営線等

■ **予算額**

40 億円の内数

■ **事業年数**

複数年度（最大５年）

■ **利用方法**

補助事業者（執行団体）が行う公募に、申し込んでください。

問い合わせ先

一般社団法人　環境技術普及促進協会

http://www.eta.or.jp/offering/20_02/200319.php

営農型太陽光発電の電気を農業に利用したい

営農型太陽光発電システムフル活用事業

営農型太陽光発電で発電した電力を自らの農業経営の高度化に利活用し、営農型太陽光発電のメリットを営農面でフルに活用するためのモデル構築を支援します。

■ **対象者**
民間団体等

■ **支援内容**
補助：定額、１／２以内
※実証に必要な人件費、農業機械、電気の自家利用のための設備等が補助対象であり、発電設備（太陽光パネルや架台設備）に要する経費は補助対象外
※固定価格買取制度との併用可
※省エネ再エネ高度化投資促進税制（再エネ部分）との併用可

■ **対象となる再生可能エネルギー等の種類**
太陽光発電

■ **予算額**
0.1 億円

■ **事業年数**
単年度

■ **利用方法**
問い合わせ先にご相談をお願いします。
（令和２年度分は受付を終了しています）

問い合わせ先
農林水産省食料産業局バイオマス循環資源課再生可能エネルギー室
TEL：03-6744-1507

小水力発電設備や省エネ設備を導入したい

上下水道システムにおける省 CO2 化推進事業

水道施設の小水力発電設備等の再エネ設備やポンプのエネルギー消費を制御するインバータ等の省エネ設備の導入、下水道処理場の常陽電源として整備する太陽光発電設備等の再エネ設備の導入、IoT 等を用いた監視システムや運転制御システム等の導入・改修を支援します。

■ **対象者**
水道事業者等

■ **支援内容**
太陽光発電設備のみ　1 / 3
太陽光発電設備以外　1/ 2 以下　を補助

■ **対象となる再生可能エネルギー等の種類**
中小水力発電、太陽光発電

■ **予算額**
50.0 億円の内数

■ **事業年数**
原則 2 年以内

■ **利用方法**
補助事業者が行う公募に申し込んでください。

問い合わせ先
一般財団法人　静岡県環境資源協会
http://www.siz-kankyou.jp/index.html
TEL：054-252-9023
FAX：054-652-0667

水力発電の新技術について実際に発電機を用いて、実証したい

水力発電の導入促進のための事業費補助金（水力発電実証モデル事業）

水力発電の低コスト化や設置可能箇所の拡大等に向けた、水力発電のモデル設備を使って実証する事業に要する経費の一部を支援します。

■ **対象者**
民間事業者等

■ **支援内容**
補助金額：補助対象経費の２／３以内（上限７億円）
※補助対象経費は、実証に必要な設計費、設備費、工事費及び人件費等。
※中古設備の導入は対象外。

■ **対象となる再生可能エネルギー等の種類**
中小水力発電(20kW 以上 5,000kW 以下)

■ **予算額**
20.0 億円の内数

■ **事業年数**
原則単年度（令和３年２月末日まで）。

■ **利用方法**
公募期間内に公募要領記載の申請書一式を提出してください。

問い合わせ先
一般財団法人新エネルギー財団（NEF）
http://www.nef.or.jp/
TEL：03-6810-0371
FAX：03-6810-0370

下水道バイオマス・下水熱を活用する技術を実証したい

下水道革新的技術実証事業

下水道における革新的な技術について、国が主体となって、実規模レベルの施設を設置して技術的な検証を行い、ガイドラインを作成し、民間企業のノウハウや資金を活用しつつ、全国展開を目指します。

■ **対象者**
民間事業者等

■ **支援内容**
国からの委託により実証事業を実施します。

■ **対象となる再生可能エネルギー等の種類**
バイオガス、下水汚泥固形燃料、再エネ熱（下水熱）

■ **予算額**
下水道事業調査費等 37.5 億円の内数

■ **事業年数**
原則単年度

■ **利用方法**
毎年公表する公募要領にしたがい応募してください。

問い合わせ先
国土交通省水管理・国土保全局下水道部下水道企画課
TEL：03-5253-8427

バイオマスエネルギーによる経済的に自立したシステムを構築したい

バイオマスエネルギーの地域自立システム化実証事業

バイオマスエネルギーの利用拡大を推進するためには、熱利用等を有効に図り効率よく運用するとともに、地域の特性を活かした最適なシステム化が必要です。このために、NEDO で策定する技術指針、導入要件にもとづき、地域自立システムの事業性評価（FS）及び実証を行います。

■ **対象者**
地方公共団体及び企業（団体等を含む）、大学等

■ **支援内容**
事業性評価（FS）：100%
実証事業：2 ／ 3 以内
※令和２年度実証事業は継続分のみ

■ **対象となる再生可能エネルギー等の種類**
バイオマス発電、バイオマス熱利用、バイオマス燃料製造

■ **予算額**
11.3 億円

■ **事業年数**
平成 26 年度～令和 2 年度

■ **利用方法**
府省共通研究開発管理システム（e-Rad）に提案内容等をご登録ください。
詳細については、各機関にお問い合わせください。

問い合わせ先
国立研究開発法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）
http://www.nedo.go.jp/
TEL：044-520-5271

省エネルギービルを建てたい

ネット・ゼロ・エネルギー・ビル実証事業

ネット・ゼロ・エネルギー・ビル（ZEB：ゼブ※)の設計ノウハウが確立していない大規模建築物(新築 10,000m^2 以上、既存建築物 2,000m^2 以上)における ZEB 化を目指し、トップレベルの省エネルギーを実現する先進的な取組に対し、その構成要素となる
高性能建材や高性能設備機器等の導入を支援します。

■ **対象者**

民生用建築物の建築主等、所有者、ESCO 事業者、リース事業者等
※詳細につきましては、公募要領をご確認下さい。
※なお、地方公共団体の建築物等（延床面積要件なし）、延床面積 2,000m^2 未満の既存建築物、10,000m^2 未満の新築建築物については、環境省が実施する補助事業の対象となります。

■ **支援内容**

補助金額：補助対象費用の２／３以内（上限あり）
※固定価格買取制度との併用可（ただし余剰買取方式に限る）

■ **対象となる再生可能エネルギー等の種類**

太陽熱利用、井水・河川水・地熱利用、地中熱利用、バイオマス熱利用、雪氷熱利用、排水熱・廃棄物利用等（太陽光発電等の再生可能エネルギーによる発電設備は補助対象外）

■ **予算額**

459.5 億円の内数

■ **事業年数**

原則単年度。ただし、事業工程上、単年度では事業完了が不可能な場合に限り、最長３年間。
（本年度の交付決定は、翌年度以降の交付決定を保証するものではありません。）

■ **利用方法**

申込み時に執行団体に必要書類を提出してください。
必要書類については公募要領をご確認ください。

問い合わせ先

一般社団法人環境共創イニシアチブ（SII）
TEL：03-5565-4063

地熱発電を行うために有望地域や発電の可能性について調査したい

地熱発電の資源量調査・理解促進事業費補助金

（地熱発電の資源量調査事業費助成金交付事業）

地熱発電は、天候等の自然条件に左右されず安定的な発電が可能なベースロード電源であり、我が国は世界第３位の資源量（2,347 万ｋＷ）を有していることから、導入拡大が期待される重要な低炭素の国産エネルギー源です。一方で、他の再エネと比べ、資源探査に係るリスクやコストが高いといった課題があります。そのため、地表調査や掘削調査等の探査リスクの高い初期調査に対して補助を行います。

■ **対象者**

開発事業者等

■ **支援内容**

【補助率】

① 地表調査：２/３、３/４
（※地方自治体等が行う調査については 3/4）

② 掘削調査：１/２（２/３、３/４）
（※2/3、3/4 は大規模開発の場合。
※地方自治体等が行う調査については 3/4.
※対象は開発規模 1,000ｋＷ以上。）

③ モニタリング調査等：10/10

【その他】

④ 広域ポテンシャル調査（JOGMEC が実施）

■ **対象となる再生可能エネルギー等の種類**

地熱発電

■ **予算額**

104.5 億円の内数

■ **事業年数**

単年度（原則事業年度の２月末日まで）

■ **利用方法**

独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構（JOGMEC）に必要書類を提出してください。必要書類については、JOGMEC にお問い合わせ下さい。

問い合わせ先

独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構（JOGMEC）地熱統括部
TEL：03-6758-8001（直通）

近所の川や農業用水路で水力発電の事業性を評価したい

水力発電の導入促進のための事業費補助金（水力発電事業性評価等支援事業（民間事業者等））

水力発電の事業性評価に必要な調査・設計等に要する経費の一部を補助します。

■ **対象者**
民間事業者等（法人、青色申告を行っている個人事業者及び地方公共団体）

■ **支援内容**
補助金額：補助対象経費の１／２以内（上限：1 発電所当たり 1,500 万円/ 年）
※補助対象経費は、水力発電の事業性評価に必要な人件費、外注費及びリース料等。
※固定価格買取制度との併用可

■ **対象となる再生可能エネルギー等の種類**
中小水力発電（20kW 以上 10,000kW 以下）

■ **予算額**
20 億円の内数

■ **事業年数**
原則単年度（令和３年２月末日まで）。

■ **利用方法**
公募期間内に公募要領記載の申請書一式を提出してください。

問い合わせ先
一般財団法人新エネルギー財団（NEF）
http://www.nef.or.jp/
TEL：03-6810-0371
FAX：03-6810-0370

水力発電の有望地点を調査し、事業者を公募したい

水力発電の導入促進のための事業費補助金（水力発電事業性評価等支援事業（地方公共団体）

地方公共団体による地域の水力発電有望地点の調査・設計等の実施及び当該地点で発電を行う者（コンセッション方式による PFI 事業を含む）の公募用資料作成に要する経費を補助します。

■ **対象者**

地方公共団体（法人、青色申告を行っている個人事業者及び地方公共団体）

■ **支援内容**

補助金額：補助対象経費の１０/ １０以内（上限：1 申請当たり 5,000 万円/ 年、1 発電所当たり 1,000 万円/ 年）

※補助対象経費は、水力発電の事業性評価に必要な外注費、リース料及び公募用資料作成に要するホームページ掲載費等。

※固定価格買取制度との併用可

■ **対象となる再生可能エネルギー等の種類**

中小水力発電（1 地点あたり 20kW 以上 10,000kW 以下）

※都道府県は 2 地点以上、市町村等は 1 地点以上の調査・公募を実施すること。

■ **予算額**

20 億円の内数

■ **事業年数**

原則単年度（令和 3 年 2 月末日まで）。

■ **利用方法**

公募期間内に公募要領記載の申請書一式を提出してください。

問い合わせ先

一般財団法人新エネルギー財団（NEF）

http://www.nef.or.jp/

TEL：03-6810-0371

FAX：03-6810-0370

既存の水力発電設備が、増出力または増電力量できるか調査したい

水力発電の導入促進のための事業費補助金（設備更新調査事業）

本事業では、水力発電の既存設備の有効利用を図るため、更新及び改造等の調査を行い、出力増加等の可能性について評価します。

■ **対象者**
民間事業者等

■ **支援内容**
補助金額：補助対象経費の２/３以内
※補助対象経費は、増出力等を図るための、調査費、試験費。
※固定価格買取制度との併用可
※省エネ再エネ高度化投資促進税制（再エネ部分）との併用可

■ **対象となる再生可能エネルギー等の種類**
中小水力発電（一般水力を含む水力発電全般）

■ **予算額**
20 億円の内数

■ **事業年数**
原則単年度（令和３年２月末日まで）

■ **利用方法**
公募期間内に公募要領記載の申請書一式を提出してください。

問い合わせ先
一般財団法人新エネルギー財団（NEF）
http://www.nef.or.jp/
TEL：03-6810-0364
FAX：03-3982-5101

新エネルギーに関する新たな技術を開発したい

新エネルギー等のシーズ発掘・事業化に向けた技術研究開発事業

新エネ等の導入拡大の障壁となる社会的課題を解決する技術シーズを発掘し、そのシーズを事業化に結びつけるため、研究開発型スタートアップ事業とも連携し、事業化に向けた助言、ベンチャーキャピタルによるハンズオン支援を行いつつ、事業フェーズに応じた FS 調査、試作機実証、実用化研究開発、大規模実証等を支援する。また、各フェーズ間(実用化研究開発と大規模実証研究開発の間を除く)にステージゲートを設け、テーマの選択と集中を行いつつ次の支援フェーズに事業を導くことにより、継続的な事業支援を展開するとともに、大規模実証研究開発により事業化を更に後押しする。また、福島イノベーション・コースト構想の推進につながる事業については、各支援フェーズ等に応じて支援の強化を実施。

■ **対象者**

中小企業等

■ **支援内容**

- フェーズ A FS 調査（助成額 1 千万円以内（2／3，8／10））
- フェーズ B 基盤研究（助成額 5 千万円以内（2／3，8／ 10））
- フェーズ C 実用化研究開発（助成額 5 千万円以内（2 ／ 3 以内））
- フェーズ D 大規模実証研究開発（助成額 3 億円以内（2／3、1／2））

※ 福島イノベーション・コースト構想の対象地域で実施するものについては、上記上限額をフェーズ A は 1 千 5 百万円以内、フェーズ B・C は 7 千 5 百万円以内。

■ **対象となる再生可能エネルギー等の種類**

全て

■ **予算額**

18.8 億円

■ **事業年数**

- フェーズ A FS 調査（1 年以内）
- フェーズ B 基盤研究（1 ～1.5 年間程度）
- フェーズ C 実用化研究開発（1 ～1.5 年間程度）
- フェーズ D 大規模実証研究開発（1 ～ 2 年間程度）

■ **利用方法**

公募期間中に公募要領に記載の書類をご提出ください。

問い合わせ先

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）
https://www.nedo.go.jp/
TEL：044-520-5171
FAX：044-520-5178

温室効果ガス削減に大きな可能性を有する技術の研究開発をしたい

未来社会創造事業　ハイリスク・ハイインパクトな研究開発の推進
（「地球規模課題である低炭素社会の実現」領域）

温室効果ガス削減に大きな可能性を有し、かつ従来技術の延長線上にない世界に先駆けた画期的な革新的技術の研究開発を推進します。

■ **対象者**
民間事業者、大学・研究機関　等

■ **支援内容**
委託費

■ **対象となる再生可能エネルギー等の種類**
全て

■ **予算額**
8.3 億円

■ **事業年数**
最長 10 年間

■ **利用方法**
公募期間中に公募要領に記載の書類をご提出ください。

問い合わせ先
国立研究開発法人科学技術振興機構未来創造研究開発推進部低炭素研究推進グループ
http://www.jst.go.jp/mirai/jp/
TEL：03-3512-3543
FAX：03-3512-3533

農山漁村の地域循環資源を再生可能エネルギー等として活用し、地域の持続可能な発展に取り組みたい

持続可能な循環資源活用総合対策事業（地域資源活用展開支援事業）

地方公共団体や農林漁業者の組織する団体等が農山漁村の地域循環資源を活用し、地域の持続可能な発展を目指す取組について、計画策定のサポートや関連事業者とのマッチング、相談窓口、情報発信を支援します。

■ **対象者**
民間団体等

■ **支援内容**
補助率：定額

■ **対象となる再生可能エネルギー等の種類**
太陽光発電、風力発電、バイオマス発電、水力発電、地熱発電

■ **予算額**
0.3 億円

■ **事業年数**
単年度

■ **利用方法**
問い合わせ先にご相談をお願いします。

問い合わせ先
農林水産省食料産業局バイオマス循環資源課再生可能エネルギー室
TEL：03-6744-1508
FAX：03-3502-8285

福島復興のために再生可能エネルギー発電事業を始めたい

福島県における再生可能エネルギーの導入促進のための支援事業費補助金
（再生可能エネルギー関連技術の実証研究事業）

東日本大震災後新たに研究開発が進められてきた福島県内の再生可能エネルギー関連技術について、その実用化・事業化のための実証研究を支援します。

■ **対象者**
民間事業者、技術研究組合、大学等

■ **支援内容**
補助率：２／３以内（上限：３億円）

■ **対象となる再生可能エネルギー等の種類**
全て

■ **予算額**
40.0 億円の内数

■ **事業年数**
令和２年度限り。

■ **利用方法**
公募期間内に公募要領記載の申請書一式を提出してください。

問い合わせ先
福島県産業創出課
https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/32021b/
TEL:024-521-8286
FAX:024-521-7932

太陽光発電の立地制約を克服するための革新的な技術を開発したい

太陽光発電の導入可能量拡大等に向けた技術開発事業

本事業は、太陽光発電システムの設置に適した未開発の適地が減少する中、従来の技術では設置できなかった場所への太陽光発電システムの導入を可能とするため、軽量化、曲面追従化等の立地制約を克服するための革新的な技術等の開発を行います。

■ **対象者**

民間企業、大学等

■ **支援内容**

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）からの委託、共同研究、補助

＜民間企業等＞

共同研究（NEDO 負担率 2/3、1/2）

助成（NEDO 負担率 1/2）

＜大学等＞

委託（NEDO 負担率 100%）

■ **対象となる再生可能エネルギー等の種類**

太陽光発電

■ **予算額**

30.0 億円

■ **事業年数**

5 年間（令和 2 年度～令和 6 年度）

■ **利用方法**

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）の事業公募時に必要書類を提出してください。必要書類については、NEDO にお問い合わせください。

問い合わせ先

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）

http://www.nedo.go.jp/

TEL：044-520-5277

FAX：044-520-5276

地域において、浮体式洋上風力発電による地域の脱炭素化ビジネスを促進したい。

浮体式洋上風力発電による地域の脱炭素化ビジネス促進事業

脱炭素化とともに自立的なビジネス形成が効果的に促進されるよう戦略的に推進すべき地域抽出や円滑な事業化など以下の事項に取組みます。

（１）浮体式洋上風力事業化に向けた産学官協議体の設置・中長期目標検討（委託）
（２）戦略推進地域（適地）の抽出・事業計画の検証等（委託）
（３）既存の浮体式洋上風車の社会受容・環境性など適地・金融機関等関係者への理解醸成（委託）
（４）先導的な対象地域における事業化導入計画の策定等（補助）

■ **対象者**
民間事業者、地方公共団体、大学、公的研究機関、等

■ **支援内容**
（１）～（３）：委託
（４）：補助（補助率２／３）

■ **対象となる再生可能エネルギー等の種類**
浮体式洋上風力発電設備、蓄電池等

■ **予算額**
５億円

■ **事業年数**
（１）～（３）未定、（４）最大４カ年

■ **利用方法**
環境省の公示、公募に申し込んで下さい。

問い合わせ先
環境省地球環境局地球温暖化対策課地球温暖化対策事業室
03-5521-8339
E-mail:chikyu-jigyo@env.go.jp

浮体式洋上風力発電施設を導入したい

浮体式洋上風力発電施設の安全認証

浮体式洋上風力発電施設の導入を促進するため、新技術に対応した安全基準の整備や審査の円滑化を図っています。

■ **対象者**
浮体式洋上風力発電施設を設置する事業者等

■ **支援内容**
浮体式洋上風力発電施設の安全認証を取得することができます。

■ **対象となる再生可能エネルギー等の種類**
風力発電

■ **利用方法**
一般財団法人日本海事協会（ClassNK）再生可能エネルギー部にお問い合わせください。

問い合わせ先
一般財団法人　日本海事協会
再生可能エネルギー部
TEL：03-5226-2032
e-mail：re@classnk.or.jp

地熱発電を行うための探査及び発電所の建設を行いたい

地熱資源探査出資等事業

地熱資源の探査（噴気試験を目的とした坑井掘削及びこれに付随する作業）に対する出資や発電に必要な井戸（生産井・還元井）の掘削、発電設備の設置等に対して債務保証を行います。

■ **対象者**

開発事業者等

■ **支援内容**

【出資比率等】

探査段階への出資比率：50%以内（ただし、JOGMEC が単独で最大出資者にならない範囲）

建設段階への債務保証比率：80%以内

※固定価格買取制度との併用可

※省エネ再エネ高度化投資促進税制（再エネ部分）との併用可

■ **対象となる再生可能エネルギー等の種類**

地熱発電

■ **事業年数**

採択案件によって異なります。

■ **利用方法**

独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構（JOGMEC） に必要書類を提出してください。必要書類については、JOGMEC にお問い合わせください。

問い合わせ先

独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構（JOGMEC） 地熱統括部

TEL：03-6758-8001（直通）

地熱発電について技術開発により低コスト化、開発リスク低減化をしたい

地熱発電や地中熱等の導入拡大に向けた技術開発事業（従来型地熱発電に関する技術開発）

地熱発電の開発リスク低減により導入拡大を促すため、発電能力を回復・維持・向上させ、環境保全対策に役立つ技術開発を行います。具体的には IoT-AI 技術などを活用した効率的な運転技術、運転後の出力安定化のための評価・管理技術、地下構造の詳細は把握技術、掘削機材の開発を行います。

■ **対象者**

民間企業等のコンソーシアム体制

■ **支援内容**

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）からの委託又は助成
（NEDO 負担率 2 ／ 3）
※固定価格買取制度との併用可
※省エネ再エネ高度化投資促進税制（再エネ部分）との併用可

■ **対象となる再生可能エネルギー等の種類**

地熱発電

■ **予算額**

8.0 億円

■ **事業年数**

平成 25 年度～令和 2 年度

■ **利用方法**

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）の事業公募時に必要書類を提出してください。必要書類については、NEDO にお問い合わせください。

問い合わせ先

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）
http://www.nedo.go.jp/
TEL：044-520-5183
FAX：044-520-5276

地域住民等の地熱開発に対する理解を促進したい

地熱発電の資源量調査・理解促進事業費補助金（理解促進事業に係るもの）

地熱に関する勉強会や協議会等を実施する事業、地熱開発地点の周辺の温泉において万が一何らかの理由により温泉の湧出量等が過度に減少した場合の温泉井戸の代替掘削等を行う事業に対して補助を行います。

■ **対象者**

地方自治体等

■ **支援内容**

【補助率】

①勉強会等事業（開発規模 1,000kW 以上）：１０／１０

②温泉影響調査等事業（開発規模 5,000kW 以上）：１０／１０

※固定価格買取制度との併用可

※省エネ再エネ高度化投資促進税制（再エネ部分）との併用可

■ **対象となる再生可能エネルギー等の種類**

地熱発電

■ **予算額**

104.5 億円の内数

■ **事業年数**

単年度

■ **利用方法**

対象地域を担当する経済産業局に必要書類を提出してください。必要書類については、対象地域を担当する経済産業局にお問い合わせください。

問い合わせ先

経済産業省資源エネルギー庁　資源・燃料部　政策課

TEL：03-3501-2773（直通）

優れた環境技術を普及させたい

環境技術実証事業（ETV 事業）

既に実用化されているものの、環境保全効果等について客観的な情報がないために普及が進んでいない先進的環境技術について、開発者でも利用者でもない信頼できる第三者機関（実証機関）が環境保全効果を実際の現場等で実証し、その結果を公表することで環境技術の普及を支援します。

■ **対象者**
先進的環境技術の開発者や販売代理店等

■ **支援内容**
請負業務に必要な経費の一部又は全部

■ **対象となる再生可能エネルギー等の種類**
中小水力発電、地中熱利用システム等

■ **予算額**
0.9 億円の内数

■ **事業年数**
単年度

■ **利用方法**
環境省の公募に応募してください。

問い合わせ先
環境省大臣官房総合政策課　環境研究技術室
http://www.env.go.jp/policy/etv/
TEL：03-5521-8239
E-mail：etv@env.go.jp

水力発電の建設、運転・保守等に対する人材育成を行いたい

水力発電の導入促進のための事業費補助金（人材育成）

水力発電を行う新規事業者等を対象とした、開発計画策定や建設等に関する研修を行う事業者を支援します。

■ **対象者**
民間事業者、地方公共団体等

■ **支援内容**
水力発電を行う新規事業者等を対象とした、開発計画策定や建設等に関する研修を行う事業者を支援します。

■ **対象となる再生可能エネルギー等の種類**
中小水力発電（一般水力を含む水力発電全般）

■ **予算額**
20 億円の内数

■ **事業年数**
原則単年度（令和３年２月末日まで）

■ **利用方法**
公募期間内に公募要領記載の申請書一式を提出してください。

問い合わせ先
一般財団法人新エネルギー財団（NEF）
http://www.nef.or.jp/
TEL：03-6810-0364
FAX：03-3982-5101

地域とのコミュニケーションを図り、地域と水力発電の共生を促進したい

水力発電の導入促進のための事業費補助金（地域理解促進等関連事業）

本事業では、将来にわたり、水力発電所が安定した運転を行うため、地域とのコミュニケーションを図り、地域と水力発電の共生を促進します。

■ **対象者**
民間事業者、地方公共団体等

■ **支援内容**
補助金額：補助対象経費の 10／10 以内
※補助対象経費は、水力発電の地域理解のために必要なセミナー、PR 資料等整備、安全柵・周辺整備等。

■ **対象となる再生可能エネルギー等の種類**
中小水力発電（一般水力を含む水力発電全般）

■ **予算額**
20 億円の内数

■ **事業年数**
原則単年度（令和３年２月末日まで）

■ **利用方法**
公募期間内に公募要領記載の申請書一式を提出してください。

問い合わせ先
一般財団法人新エネルギー財団（NEF）
http://www.nef.or.jp/
TEL：03-6810-0364
FAX：03-3982-5101

小水力発電を導入したい

小水力発電プロジェクト形成支援窓口

小水力設置事業者が円滑に河川法の手続を行えるよう、国土交通省地方整備局等及び河川事務所に設置した窓口を通じ、小水力発電のプロジェクト形成を支援します。

■ **対象者**
小水力発電の導入を検討している法人や個人等

■ **支援内容**
河川法の申請手続の相談、河川管理者が調査したデータの提供、先行事例の紹介など。

■ **対象となる再生可能エネルギー等の種類**
中小水力発電

■ **利用方法**
お近くの地方整備局等や河川事務所にお問い合わせください。

問い合わせ先
国土交通省
水管理・国土保全局
発電水利相談窓口
TEL：03-5253-8441
http://www.mlit.go.jp/river/riyou/syosuiryoku/syousuiryoku_madoguchi.html

木質バイオマスの熱利用・熱電併給の導入に取り組みたい

林業成長産業化総合対策（木材需要の創出・輸出力強化対策のうち「地域内エコシステム」構築事業）

「地域内エコシステム」（地域の関係者の連携の下、熱利用又は熱電併給により、森林資源を地域内で持続的に活用する仕組み）の構築に向け、協議会の運営、小規模な技術開発、電話相談等の取組を支援します。

■ **対象者**
民間事業者

■ **支援内容**
定額

■ **対象となる再生可能エネルギー等の種類**
バイオマス発電、再エネ熱

■ **事業年数**
単年度

■ **利用方法**
令和２年度の公募は３月上旬に終了しています。
事業者の採択後、各事業者より、取組を実施する地域の公募及び相談窓口の開設等の公表があります。

問い合わせ先
農林水産省林野庁木材利用課
TEL：03-6744-2297

再生可能エネルギー熱利用について技術開発により低コスト化したい

地熱発電や地中熱等の導入拡大に向けた技術開発事業（再エネ熱利用に係るコスト低減技術開発）

再生可能エネルギー熱利用システムの導入には、多種多様なプレーヤーが関わることから、上流から下流までのプレーヤーが一体となったコンソーシアム体制で、自立的な再生可能エネルギー熱利用の普及に重点を置いた、トータルコスト低減に資する研究開発を推進します。具体的には 2023 年度までに、トータルコストを 20%以上低減（投資回収年数 14 年以下）させ、さらに 2030 年までにトータルコストを 30%以上低減（投資回収年数 8 年以下）するための道筋及び具体的取組み（普及方策）を行動計画にまとめます。

■ **対象者**
民間企業等のコンソーシアム体制

■ **支援内容**
国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）からの委託又は NEDO との共同研究（NEDO 負担率 1／2）

■ **対象となる再生可能エネルギー等の種類**
再エネ熱　（地中熱・太陽熱・雪氷熱等）

■ **予算額**
3.9 億円の内数

■ **事業年数**
令和元年度～令和 5 年度

■ **利用方法**
国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）の事業公募時に必要書類を提出してください(追加公募は未定)。必要書類については、NEDO にお問い合わせください。

問い合わせ先
国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）
http://www.nedo.go.jp/
TEL：044-520-5183
FAX：044-520-5276

海洋エネルギー発電施設を導入したい

海洋エネルギー発電施設の安全認証

海洋エネルギー発電施設の導入を促進するため、新技術に対応した安全基準の整備や審査の円滑化を図っています。

■ **対象者**
海洋エネルギー発電施設を設置する事業者等

■ **支援内容**
海洋エネルギー発電施設の安全認証を取得することができます。

■ **対象となる再生可能エネルギー等の種類**
海洋発電

■ **利用方法**
一般財団法人日本海事協会（ClassNK）再生可能エネルギー部にお問い合わせ下さい。

問い合わせ先
一般財団法人　日本海事協会
再生可能エネルギー部
TEL：03-5226-2032
e-mail：re@classnk.or.jp

バイオマスを活用した施設の整備に取り組みたい

畜産バイオマス地産地消緊急対策事業

家畜排せつ物処理の円滑化を通じた生産コスト低減を図るとともに、畜産・酪農経営のスマート化を後押しする新たな経営モデルを確立するため、畜産バイオマスを活用したバイオガスプラントの導入を支援します。

■ **対象者**
バイオマス産業都市として選定された地域のバイオマス産業都市構想に位置付けられた事業実施体制の構成員となっている地方公共団体又は民間団体等

■ **支援内容**
補助：定額、１／２以内
※固定価格買取制度との併用不可
※省エネ再エネ高度化投資促進税制（再エネ部分）との併用不可

■ **対象となる再生可能エネルギー等の種類**
家畜排せつ物を活用したバイオマス発電、バイオマス熱利用、バイオマス燃料製造

■ **予算額**
10 億円の内数

■ **事業年数**
単年度

■ **利用方法**
問い合わせ先にご相談をお願いします。

問い合わせ先
○農林水産省食料産業局バイオマス循環資源課　TEL：03-6738-6479 ／ FAX：03-6738-6552

○各地方農政局等
（北海道農政事務所事業支援課）TEL：011-330-8810
（東北農政局食品企業課）TEL：022-221-6146
（関東農政局食品企業課）TEL：048-740-0336
（北陸農政局食品企業課）TEL：076-232-4149
（東海農政局食品企業課）TEL：052-746-6430
（近畿農政局食品企業課）TEL：075-414-9024
（中国四国農政局食品企業課）TEL：086-222-1358
（九州農政局食品企業課）TEL：096-300-6335
（沖縄総合事務局食料産業課）TEL：098-866-1673

レジリエンス性能が高いゼロエネルギー住宅を建てたい

ネット・ゼロ・エネルギー・ハウスを活用したレジリエンス強化事業費補助金

自然災害等に伴う長期停電リスクを回避可能な住宅モデル等を推進していくため、停電時においても自立的に電力供給可能な、ZEH を活用した地域防災拠点の整備（コミュニティ ZEH）及びレジリエンス性を備えたネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH+R）の導入を支援します。

■ **対象者**

コミュニティ ZEH：
新築住宅を建築・購入等する個人及び新築住宅を開発する事業者等
ZEH+R：
新築住宅を建築・購入等する個人

■ **支援内容**

補助金額補助金額：
・コミュニティ ZEH によるレジリエンス強化事業（一次公募は 5/15 に終了）：
共用設備：補助対象経費の 1 ／ 2 以内（上限あり）
住宅：105 万円/戸もしくは 115 万円/戸
・ZEH+R 強化事業（一次公募は 5/7 に終了）：115 万円/ 戸
蓄電システム、太陽熱利用システム、停電自立型燃料電池を設置する場合追加補助：
※固定価格買取制度との併用可（ただし余剰買取方式に限る）

■ **対象となる再生可能エネルギー等の種類**

太陽熱利用等（太陽光発電等の再生可能エネルギーによる発電は補助対象外）

■ **予算額**

20 .0 億円の内数

■ **事業年数**

原則単年度。

■ **利用方法**

申込み時に執行団体に必要書類を提出してください。
必要書類については公募要領をご確認ください。

問い合わせ先

一般社団法人環境共創イニシアチブ（SII）
TEL：03-5565-4063

脱炭素化の推進や防災に資するオンサイト PPA モデル等による自家消費型太陽光発電設備等の導入を支援したい

サプライチェーン改革・生産拠点の国内投資も踏まえた脱炭素社会への転換支援事業

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、我が国サプライチェーンの脆弱性が顕在化したことから、国内の生産拠点等を整備しようとする企業等に対し、脱炭素化の推進や防災に資するオンサイト PPA モデル等による自家消費型太陽光発電設備等の導入を支援します。

■ **対象者**
民間事業者

■ **支援内容**
太陽光発電設備　定額：4～6 万円/kW
蓄電池　定額： 2 万円/kWh 又は 3 万円/kW
工事費の一部

■ **対象となる再生可能エネルギー等の種類**
太陽光発電、蓄電池

■ **予算額**
50 億円

■ **事業年数**
単年度

■ **利用方法**
補助事業者が行う公募に申し込んでください。

問い合わせ先
環境省地球環境局地球温暖化対策課地球温暖化対策事業室
03-5521-8339
E-mail:chikyu-jigyo@env.go.jp

Ⅱ．関連許認可手続きガイド

事業化のフロー

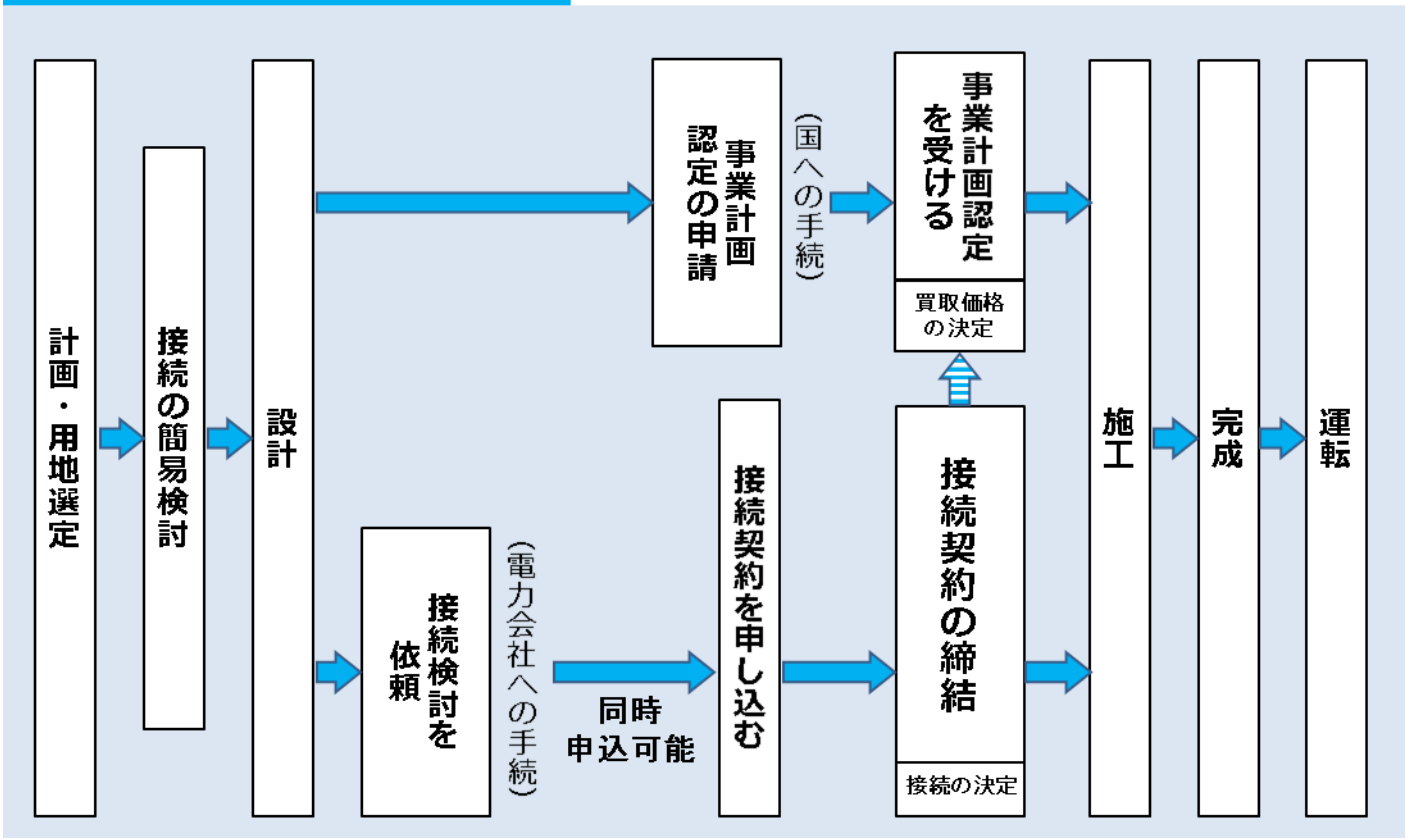

（関連許認可手続ガイドに係る取り扱いの留意事項）

- ✓ 再生可能エネルギー事業の実施にあたっては電気事業法に則ることはもちろんのこと、その自然環境や周辺施設への影響、各種計画との整合のため、事業用地や発電設備について様々な許認可手続が必要となります。本ガイドブックでは、事業の進捗段階に応じて、必要となる可能性がある主な手続等について、内容や問い合わせ先をまとめています。
- ✓ また、再生可能エネルギー事業の実施にあたり、特に必要となることが多い手続について個別にフロー等を掲載しました。
- ✓ なお、ここに掲載されているのは法令等に基づく主な手続を例示したものであり、事業の実施にあたっては、その他関係する法令等を遵守するとともに、自治体の条例等に係る手続についても確認し、利用者の責任のもと確実に手続を行って下さい。
- ✓ 固定価格買取制度に基づく事業計画認定は、「事業の許可」ではありません。事業を行う土地を選定する場合には、事業ができる土地であるか等について、地方自治体と事前調整を行っておくことが適当です。

主な許認可手続き	頁	計画～設計	設計～施工～完成～運転	太陽光	風力	地熱	中小水力	バイオマス	蓄電池	その他
工事計画の届出　（電気事業法）	2		●	■	■	■	■	■		
使用前自己確認の届出手続　（電気事業法）	3		●	■	■					
主任技術者の選任及び届出手続　（電気事業法）	4		●	■	■	■	■	■		
保安規定の届出手続　（電気事業法）	5		●	■	■	■	■	■		
溶接事業者検査手続　（電気事業法）	6		●			■		■		
使用前安全管理検査手続　（電気事業法）	7		●	■	■	■	■	■		
定期安全管理検査手続　（電気事業法）	8		●		■	■		■		
供給計画の届出　（電気事業法）	9		●	■	■	■	■	■	■	■
建築確認申請（太陽光発電設備）　（建築基準法）	10		●	■						■
建築確認申請（太陽光発電以外）　（建築基準法）	11		●		■	■	■	■	■	■
消防法に基づく申請等　（消防法）	12		●	■	■	■	■	■	■	■
農地転用許可手続 （農地法・農業振興地域の整備に関する法律）	13	●		■	■	■	■	■		
森林における開発許可等手続　（森林法）	17	●		■	■	■	■	■	■	■
環境アセスメント　（環境影響評価法）	20	●		■	■	■	■			
開発許可手続　（都市計画法）	23	●		■	■	■	■	■		
土地の形質の変更に係る届出手続き　（土壌汚染対策法）	25	●		■	■	■		■		
埋蔵文化財包蔵地土木工事等届出手続　（文化財保護法）	27	●		■	■	■	■	■		
土地売買等の契約届出手続　（国土利用計画法）	29	●		■	■	■	■	■	■	■

主な許認可手続き	頁	計画～設計	設計～施工～完成～運転	太陽光	風力	地熱	中小水力	バイオマス	蓄電池	その他
①道路使用許可手続 ②制限外積載許可手続 （道路交通法）	30		●							
道路の占用許可手続等　（道路法）	31	●	●							
道路法に基づく車両制限　（道路法）	32		●							
景観法等に基づく届出　（景観法）	33	●								
宅地造成等規制法に基づく許可又は届出 （宅地造成等規制法）	34	●								
砂防指定地における行為許可等　（砂防法）	35	●								
急傾斜地崩壊危険区域内の行為許可 （急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律）	36	●								
地すべり防止区域内の行為許可　（地すべり等防止法）	37	●								
保護水面内での工事許可　（水産資源保護法）	38	●								
国立公園等における行為の許可申請、届出等手続 （自然公園法）	39	●								
自然環境保全地域等における行為の許可又は届出 （自然環境保全法）	40	●								
生息地等保護区の管理地区内等における行為の許可等手続 （絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律）	41	●								
特別保護地区内における行為許可手続 （鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律）	42	●								
史跡・名勝・天然記念物指定地の現状変更の許可 （文化財保護法）	43	●								
遺跡等の発見報告　（文化財保護法）	44		●							
工場立地法に基づく届出　（工場立地法）	45	●								
臨港地区内における行為の届出　（港湾法）	46	●								

主な許認可手続き	頁	計画～設計	設計～施工～完成～運転	太陽光	風力	地熱	中小水力	バイオマス	蓄電池	その他
海岸保全区域等の占用の許可等　（海岸法）	47	●			■			■		
港湾区域内水域等における占用公募制度及び占用許可制度 (港湾法）	48	●			■					
促進区域内海域における占用公募制度及び占用許可制度 （海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律）	49	●			■					
浮体式洋上風力発電施設における船舶検査申請 （船舶安全法）	50	●			■					
漁港の区域内の水域等における占用等の許可 （漁港漁場整備法）	51	●		■	■					■
温泉の掘削の許可等手続　（温泉法）	52	●				■				
温泉の採取の許可等手続　（温泉法）	53	●				■				
増掘又は動力の装置の許可等手続　（温泉法）	54	●				■				
高圧ガス貯蔵所設置届　（高圧ガス保安法）	55	●	●			■		■		
河川の流水の占用の許可等手続　（河川法）	56	●					■			
大気汚染に関する施設設置の届出手続　（大気汚染防止法）	57	●				■		■		
①一般廃棄物収集運搬業及び処分業の許可手続 ②産業廃棄物収集運搬業及び処分業の許可手続 （廃棄物の処理及び清掃に関する法律：廃棄物処理業）	58	●						■		
①一般廃棄物処理施設の設置許可手続 ②産業廃棄物処理施設の設置許可手続 （廃棄物の処理及び清掃に関する法律：廃棄物処理施設）	59	●						■		
土地区画整理事業の施行地区内における建築行為等の許可手続 （土地区画整理法）	60	●						■		
騒音規制に関する届出手続　（騒音規制法）	61	●		■	■	■	■	■		■
振動規制に関する届出手続　（振動規制法）	62	●		■	■	■	■	■		■

主な許認可手続き	頁	計画～設計	設計～施工～完成～運転	太陽光	風力	地熱	中小水力	バイオマス	蓄電池	その他
水質汚濁に関する施設設置の届出手続　（水質汚濁防止法）	63	●				■	■	■		
空港周辺における建物等設置の制限　（航空法）	64	●			■			■		
航空障害灯設置物件等の届出　（航空法）	65		●		■			■		
伝搬障害防止区域における高層建築物等に係る届出（電波法）	66		●		■			■		
＜参考＞ 風力発電施設建設に係る国土交通省・気象庁への相談	67		●		■					

※　関連する条例等を必ず確認してください。

※「その他」：再エネ熱、送電線等。

※　50kW 未満の太陽光発電の場合、上記手続きのうち、「工事計画の届出手続き」、「使用前自己確認の届出手続き」、「主任技術者の選任及び届出手続き」、「保安規程の届出手続き」は対象外。

電気事業法に係る工事計画届出等のフロー

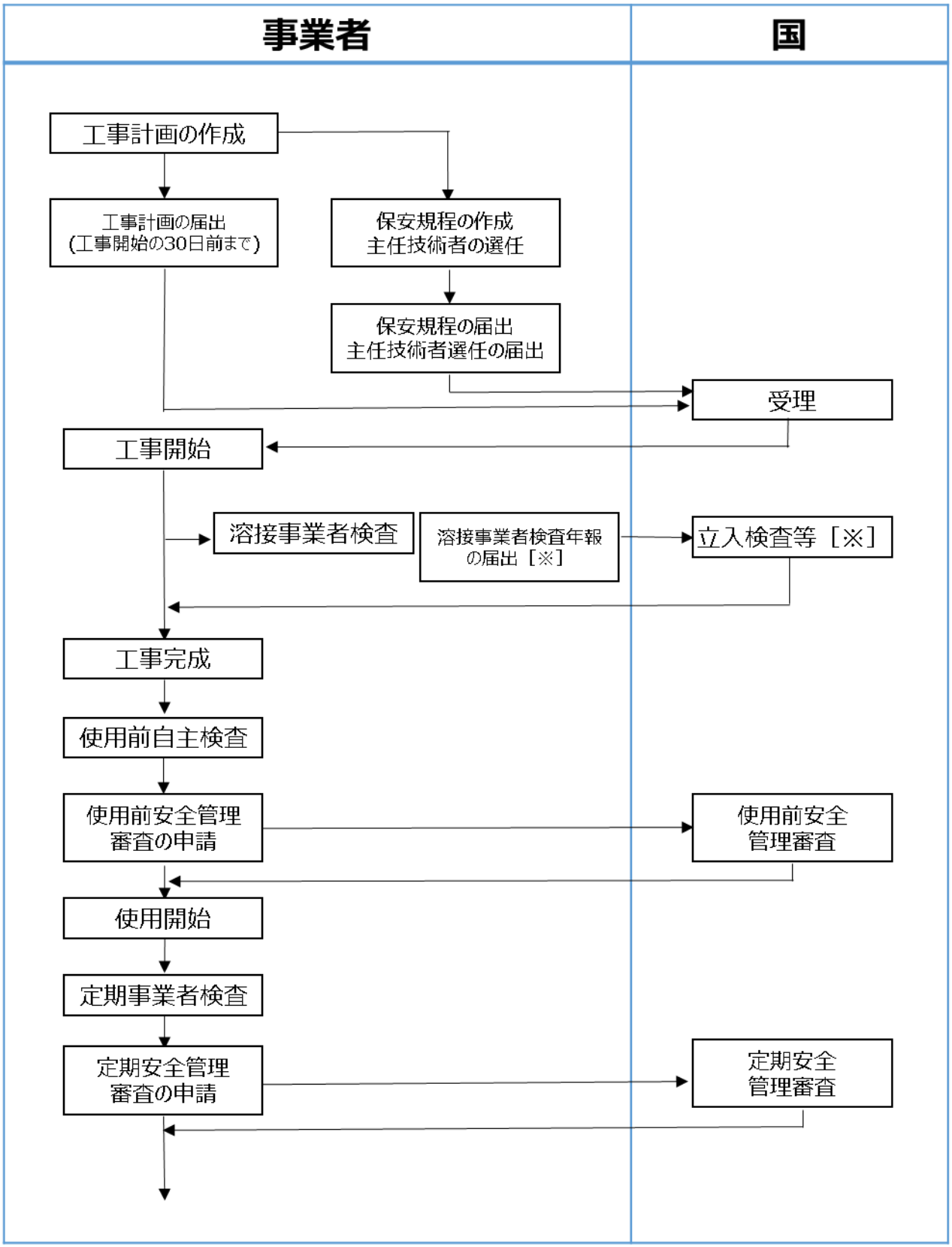

［※］溶接事業者検査年報の届出は、使用前自主検査又は定期事業者検査の対象となる電気工作物が存在する場合であって、使用前自主検査又は定期事業者検査を実施する組織が溶接事業者検査を実施する場合には、国に代わって登録安全管理審査機関が使用前安全管理審査及び定期安全管理審査の中で溶接事業者検査の実施状況及びその結果を確認し、国にその確認結果を報告することで足りるとしています。また、国は確認結果の報告内容から、溶接事業者検査の適切性に疑義があった場合などには、立入検査等を通じて確認することがあります。

工事計画の届出
（電気事業法）

一定規模の発電設備を設置する場合、事前に国への工事計画の届出が必要です。

■ 手続きが必要となる場合

事業用電気工作物を設置する場合

○ 太陽電池発電所（出力2000ｋW以上）

○ 風力発電所（出力500ｋW以上）

○ 水力発電所（出力200ｋW未満及び最大使用水量1m^3/s未満のものであってダムを伴わないもの、土地改良法における農業用用排水施設（ダムを除く）等特定の施設内に設置されるものを除く。）

○ その他発電設備（小型の汽力を原動力とするものであって別に告示するものを除く）

■ 確認方法・手続内容

工事開始の30日前までに「工事計画届出書」を国に届け出なければならない。

【標準処理期間】

届出書受理日から30日

○ ただし、書類の不備等がある場合、標準処理期間を大きく超える場合もあり得るため提出前に十分な確認を行って下さい。

■ 問い合わせ先・提出先

各地方の産業保安監督部局等

■ 手続きの参考ウェブサイト

電力の安全に係る産業保安規制の業務内容

https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/electric/detail/setsubi.html

使用前自己確認の届出手続
（電気事業法）

一定規模の発電設備を設置する場合、使用の開始前までに国への使用前自己確認の届出が必要です。

■ 手続きが必要となる場合

事業用電気工作物を設置する場合
○ 太陽電池発電所（出力500ｋW以上2000ｋW未満）
○ 風力発電所（出力20kW以上500kW未満）（令和２年７月から対象予定）

■ 確認方法・手続内容

技術基準に適合することについて、設置者自らが確認し、設備の使用を開始する前に、その結果を国に届け出なければならない。

■ 問い合わせ先・提出先

各地方の産業保安監督部局等

■ 手続きの参考ウェブサイト

電力の安全に係る産業保安規制の業務内容
https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/electric/detail/setsubi.html

主任技術者の選任及び届出手続
（電気事業法）

一定規模の発電設備を設置する場合、事前に主任技術者を選任し、国に届け出ることが必要です。

■ 手続きが必要となる場合

事業用電気工作物を設置する場合

○ 発電設備

（出力50ｋＷ未満も太陽光発電設備を除く。）

（出力20ｋＷ未満の風力発電設備を除く。）

（出力20ｋＷ未満及び最大使用水量１m^3/s未満の水力発電設備であってダムを伴わないものを除く。）

（小型の汽力を原動力とするものであって別に告示するものを除く。）

■ 確認方法・手続内容

事業用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督をさせるため主任技術者を選任し、国に届け出なければならない。地熱発電やバイオマス発電に係る監督はボイラー・タービン主任技術者を選任して、発電設備の使用開始前まで（工事計画の届出が必要となる発電設備の設置工事に関しては工事の開始前まで）に国に届け出なければならない。

■ 問い合わせ先・提出先

各地方の産業保安監督部局等

■ 手続きの参考ウェブサイト

電力の安全に係る産業保安規制の業務内容

https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/electric/detail/setsubi.html

保安規定の届出手続
（電気事業法）

一定規模の発電設備を設置する場合、保安規定を定め、使用の開始前までに国に届け出ることが必要です。

■ 手続きが必要となる場合

事業用電気工作物に該当する発電設備を設置する場合とその発電した電気を使用する設備の場合

○ 発電設備

（出力50ｋW未満の太陽光発電設備を除く。）

（出力20ｋW未満の風力発電設備を除く。）

（出力20ｋW未満及び最大使用水量１m^3/s未満の水力発電設備であってダムを伴わないものを除く。）

■ 確認方法・手続内容

業務を管理する者の職務及び組織に関すること、従事者に対する保安教育に関すること、保安のための巡視、点検及び検査に関することなどを記載した保安規定を定め、発電設備の使用の開始前まで（工事計画の届出が必要となる発電設備の設置工事に関しては工事の開始前まで）に国に届け出なければならない。

■ 問い合わせ先・提出先

各地方の産業保安監督部局等

■ 手続きの参考ウェブサイト

電力の安全に係る産業保安規制の業務内容

https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/electric/detail/setsubi.html

溶接事業者検査手続
（電気事業法）

工事計画を届け出た発電設備の使用の開始前に溶接事業者検査を実施し、国等にその結果の確認を受けることが必要です。

■ 手続きが必要となる場合

工事計画の届出（変更を含む）をして設置や変更の工事をする事業用電気工作物で、省令で定める圧力以上の圧力を加えられる部分を溶接する場合

■ 確認方法・手続内容

設置者は、省令で定めるところにより、使用の開始前に当該事業用電気工作物について自主検査を行い、技術基準に適合していることを確認し、その結果を記録、保存しなければならない（溶接事業者検査）。
設置者は、溶接事業者検査の実施状況及びその結果について、省令で定める時期に、国又は国の登録を受けた者による確認を受けなければならない。

■ 問い合わせ先・提出先

各地方の産業保安監督部局等
登録安全管理審査機関

■ 手続きの参考ウェブサイト

電力の安全に係る産業保安規制の業務内容
https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/electric/detail/setsubi.html

使用前安全管理検査手続
（電気事業法）

工事計画を届け出た発電設備の使用の開始前に、使用前自主検査を実施するとともに、使用前安全管理審査の受審が必要です。

■ 手続きが必要となる場合

工事計画の届出（変更を含む）をして設置や変更の工事をする事業用電気工作物で、省令で定めるものを設置する場合

■ 確認方法・手続内容

設置者は、省令で定めるところにより、使用の開始前に当該事業用電気工作物について自主検査を行い、工事計画の届出に従って行われ、技術基準に適合していることを確認し、その結果を記録、保存しなければならない（使用前自主検査）。

設置者は、使用前自主検査の実施に係る体制について、省令で定める時期に、国又は国の登録を受けた者が行う審査を受けなければならない（使用前安全管理審査）。

【標準処理期間】
審査結果通知初等受理日から30日
○ ただし、書類の不備等がある場合、標準処理期間を大きく超える場合もあり得るため提出前に十分な確認を行って下さい。

■ 問い合わせ先・提出先

各地方の産業保安監督部局等
登録安全管理審査機関

■ 手続きの参考ウェブサイト

電力の安全に係る産業保安規制の業務内容
https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/electric/detail/setsubi.html

定期安全管理検査手続
（電気事業法）

工事計画を届け出た発電設備を使用する場合、定期事業者検査を実施するとともに、定期安全管理審査の受審が必要です。

■ 手続きが必要となる場合

工事計画の届出（変更を含む）等をして設置や変更の工事をする事業用電気工作物で、省令で定めるものを設置する場合

■ 確認方法・手続内容

設置者は、省令で定めるところにより、定期的に、当該事業用電気工作物について自主検査を行い、技術基準に適合していることを確認し、その結果を記録、保存しなければならない（定期事業者検査）。

設置者は、定期事業者検査の実施に係る体制について、省令で定める時期に、国又は国の登録を受けた者が行う審査を受けなければならない（定期安全管理審査）。

【標準処理期間】
審査結果通知初等受理日から30日
○ ただし、書類の不備等がある場合、標準処理期間を大きく超える場合もあり得るため提出前に十分な確認を行って下さい。

■ 問い合わせ先・提出先

各地方の産業保安監督部局等
登録安全管理審査機関

■ 手続きの参考ウェブサイト

電力の安全に係る産業保安規制の業務内容
https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/electric/detail/setsubi.html

供給計画の届出
（電気事業法）

電気事業者は、毎年度開始前に供給計画を作成し、電力広域的運営推進機関を経由して、国へ届け出る必要があります。

■ 手続きが必要となる場合

電気事業法第2条第1項第17号に定める電気事業者となった場合

■ 確認方法・手続内容

電気事業者は、毎年度、年度の開始前（年度途中に電気事業者となった事業者は遅滞なく）に電気事業法第29条に定める供給計画を作成し、電力広域的運営推進機関経由で国に届け出なければならない。

■ 問い合わせ先・提出先

電力広域的運営推進機関

■ 手続きの参考ウェブサイト

供給計画の提出
https://www.occto.or.jp/kyoukei/teishutsu/index.html

建築確認申請（太陽光発電設備）
（建築基準法）

発電設備及び付帯する建物を設置する場合、特定の要件に該当する場合を除いて、市町村等の建築確認が必要です。

■ 手続きが必要となる場合

○ 太陽光発電設備に係る手続

① 土地に自立して設置するもの

以下の場合を除き、建築確認が必要

（１）以下の（ｉ）及び（ii）に該当するもので、高さが４m以下のもの

(i) 当該設備自体のメンテナンスを除いて架台下の空間に人が立ち入らない場合

(ii) 架台下の空間を居住等の屋内的用途に供しない場合

（２）電気事業法第２条第１項第18号に規定する電気工作物に該当する場合

② 既存の建築物の屋上に取り付けるもの

架台下の空間に人が立ち入らない等のものについては、定期検査の対象として特定行政庁が指定するものを除き、建築確認が不要

○ 太陽光発電設備に付属する建築物に係る手続

当該付属設備がパワーコンディショナを収納する専用コンテナで、内部に人が立ち入らない等のものである場合を除き、建築物を建築する場合、建築確認が必要

■ 確認方法・手続内容

建築主は、建築確認の申請書を提出し、建築主事等の確認を受けなければならない。

【標準処理期間】

申請先の特定行政庁又は指定確認検査機関にお問い合わせください。

■ 問い合わせ先・提出先

各地方の産業保安監督部局等

登録安全管理審査機関

■ 手続きの参考ウェブサイト

電力の安全に係る産業保安規制の業務内容

https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangy

建築確認申請（太陽光発電以外）
（建築基準法）

発電設備及び付帯する建物を設置する場合、特定の要件に該当する場合を除いて、市町村等の建築確認が必要です。

■ 手続きが必要となる場合

○風力発電設備に係る手続
以下の場合を除き、建築確認が必要
・風力発電設備が電気事業法第2条第1項第18号に規定する電気工作物に該当する場合
・風力発電設備が船舶安全法第2条第1項の適用を受けるものである場合

○風力発電設備に付属する建築物に係る手続
当該付属施設が土地に自立して設置する蓄電池を収納する専用コンテナで、内部に人が立ち入らない等のものである場合を除き、建築物を建築する場合、建築確認が必要

○地熱発電設備または中小水力発電設備に付属する建築物に係る手続
当該付属施設が土地に自立して設置する蓄電池を収納する専用コンテナで、内部に人が立ち入らない等のものである場合を除き、建築物を建築する場合、建築確認が必要

○バイオマス発電設備に付属する建築物に係る手続
当該付属施設が土地に自立して設置する蓄電池を収納する専用コンテナで、内部に人が立ち入らない等のものである場合を除き、建築物を建築する場合、建築確認が必要。なお、都市計画区域内において、一定の数量以上の産業廃棄物や一般廃棄物の処理施設建築等する場合には、別途許可が必要

■ 確認方法・手続内容

建築主は、建築確認の申請書を提出し、建築主事等の確認を受けなければならない。

【標準処理期間】
申請先の特定行政庁又は指定確認検査機関にお問い合せください。

■ 問い合わせ先・提出先

当該建築物の工事施工地又は所在地を管轄する特定行政庁又は当該建築物の工事施工地又は所在地の地域で業務を行う指定確認検査機関
※特定行政庁：建築主事を置く地方公共団体

■ 手続きの参考ウェブサイト

※申請先の特定行政庁ＨＰ参照

消防法に基づく申請等
（消防法）

発電事業の実施に際して危険物に指定される物資を一定量以上使用する場合、事前に市町村の許可が必要です。

■ 手続きが必要となる場合

危険物施設等に該当する場合

○ （太陽光） 例えば、リチウムイオン蓄電池設備に用いられる電解液の使用数量によって、届出又は申請が必要

○ （中小水力） 例えば、潤滑油・操作油に使用しているタービン油の使用・貯蔵数量によって、届出又は申請が必要

○ （バイオマス） 例えば、木くずや潤滑油・非常用兼用発電機の燃料油等の使用・貯蔵数量によって、届出又は申請が必要

○ （地熱） 例えば、アンモニア・ペンタン等の貯蔵数量によって、届出又は申請が必要

■ 確認方法・手続内容

当該施設が設置される区域の市町村長等の許可等を受けなければならない。

【標準処理期間】

各市町村の条例等にて個別に規定されています。

■ 問い合わせ先・提出先

市町村の消防担当部局

■ 手続きの参考ウェブサイト

危険物保安室（総務省消防庁HP）

http://www.fdma.go.jp/html/intro/form/kiken.html

農地転用許可手続
（農地法・農業振興地域の整備に関する法律）

農地に発電設備等を設置する場合、農地以外の地目へと転用するため、事前に市町村農業委員会を経由して、都道府県知事又は指定市町村の長の許可が必要です。

■ 手続きが必要となる場合

農地を農地以外のものにする場合又は農地を農地以外のものにするために所有権等の権利を設定又は移転する場合
なお、農用地区域内の土地については、農用地区域から除外するために市町村の農業振興地域整備計画を変更しなければならない。

■ 確認方法・手続内容

発電設備等を設置しようとする土地が農地法上の農地（耕作の目的に供される土地）に該当するか否かを農業委員会に確認する。
農用地区域内の土地であるか否かを市町村農振担当部局に確認する。
農業委員会を経由して、都道府県知事又は指定市町村（※）の長の農地転用許可を受けなければならない。
なお、農用地区域内の土地である場合、市町村の農業振興地域整備計画を変更する必要があるため、市町村の農振担当部局に農用地区域からの除外手続きについて相談すること。
※ 指定市町村とは、農地転用許可制度を適正に運用し、優良農地を確保する目標を立てるなどの要件を満たしているものとして、農林水産大臣が指定する市町村のこと。

【標準処理期間】
〇農業委員会の処理
・申請書受理後４週間以内（30アール以下の場合３週間）
〇都道府県知事等の処理
・農業委員会から送付された申請書等受理後２週間以内

■ 問い合わせ先・提出先

都道府県の農地転用担当部局、市町村の農振担当部局、農業委員会等

■ 手続きの参考ウェブサイト

農業振興地域制度（農林水産省HP）
https://www.maff.go.jp/j/nousin/noukei/totiriyo/index.html
農地転用許可制度（農林水産省HP）
https://www.maff.go.jp/j/nousin/noukei/totiriyo/nouchi_tenyo.html
注：農地に支柱を立てて、営農を継続しながら上部空間に太陽光発電設備等を設置する場合は、農地の一時転用許可の手続きが必要です。
営農型太陽光発電（農林水産省HP）
https://www.maff.go.jp/j/shokusan/renewable/energy/einou.html

現行の農業振興地域制度と農地転用許可制度の概要

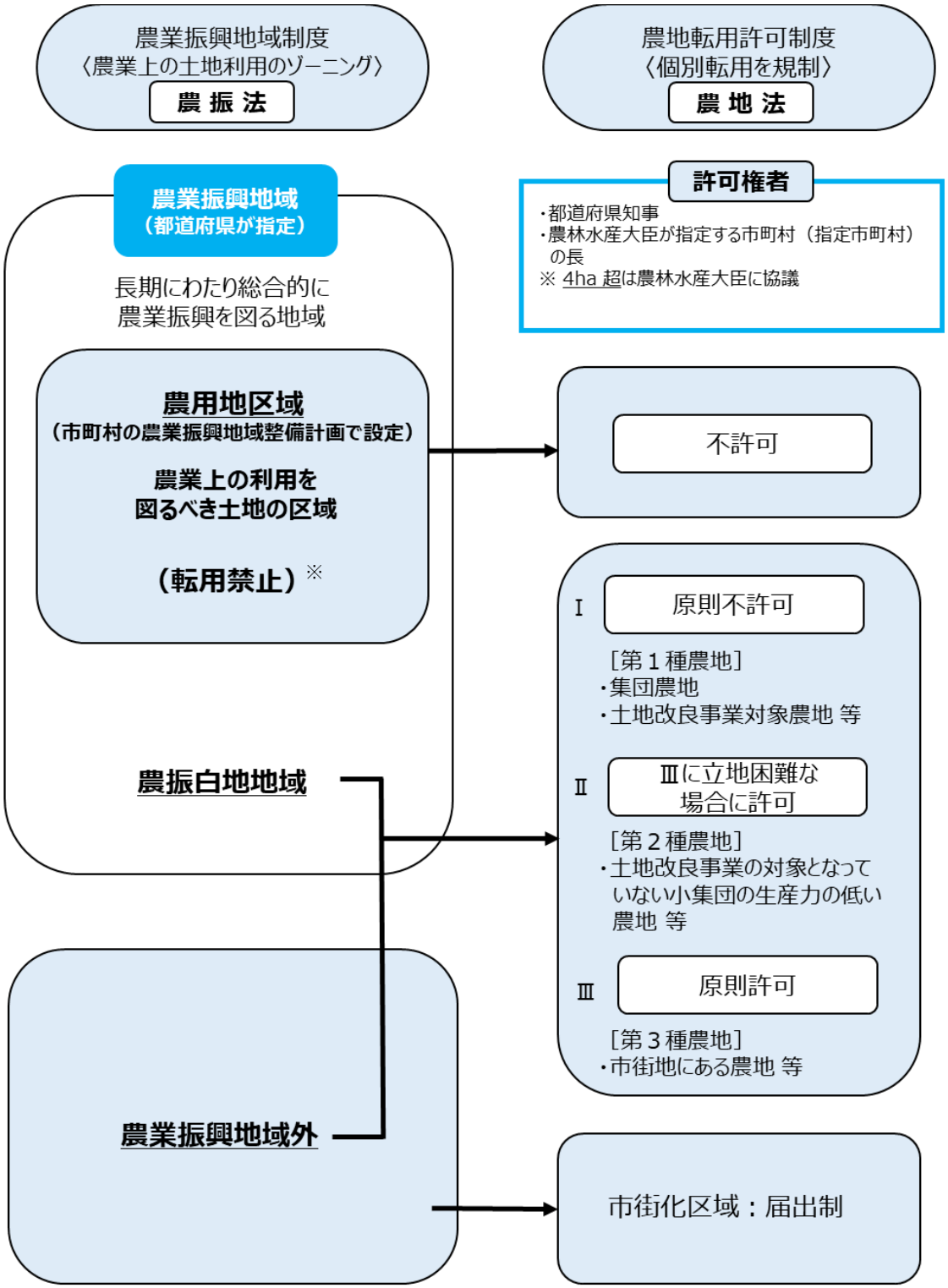

※ 農地転用を行うには、農用地区域の変更が必要。
注：農振法とは「農業振興地域の整備に関する法律」のことをいう。

資料 ： 農林水産省作成

農地法に係る農地転用許可のフロー

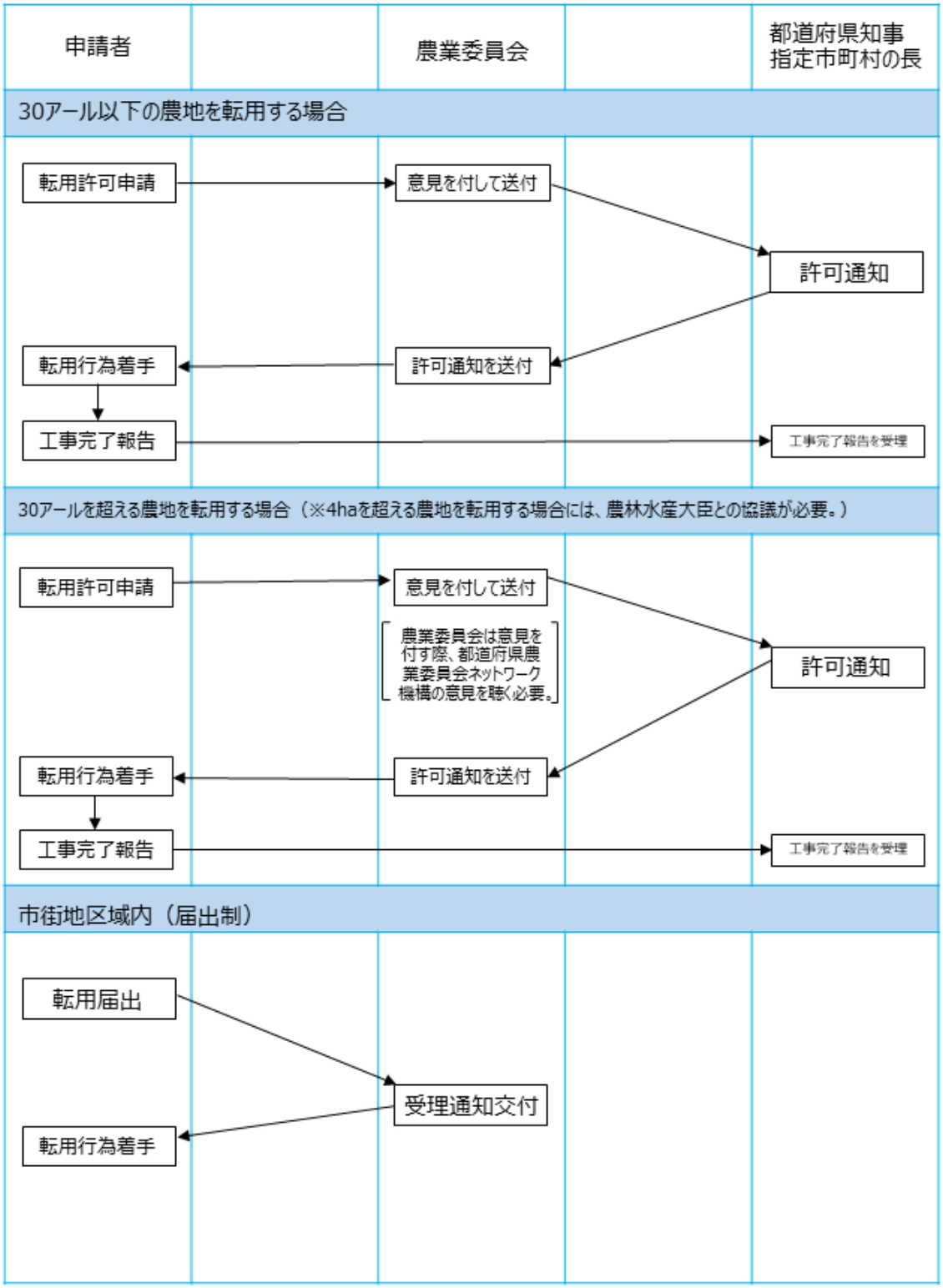

森林における開発許可等手続
（森林法）

森林における開発行為には、事前に都道府県知事の許可等が必要です。

■ 手続きが必要となる場合

（林地開発許可制度：保安林以外の民有林）

地域森林計画の対象となっている民有林（保安林、保安施設地区、海岸保全区域の森林は除く）内において、面積が１ヘクタールを超える規模で開発を行う場合

（保安林制度：保安林）

保安林に指定された森林において、

① 立木を伐採する場合や、土地の形質の変更行為（土石の採掘、開墾等）をする場合

② 保安林を森林以外の用途に供することを目的として、やむを得ず保安林の指定を解除する場合

■ 確認方法・手続内容

（林地開発許可制度：保安林以外の民有林）

都道府県林務担当部局等に問い合わせ、地域森林計画の対象となっているか否かを確認する。

都道府県知事の許可を受けなければならない。

※ なお、１ヘクタール以下であっても立木を伐採する場合には、あらかじめ市町村長へ伐採及び伐採後の造林の届出書を提出しなければならない。

（保安林制度：保安林）

保安林台帳により管理されているため、都道府県林務担当部局等に問い合わせ、保安林に該当するか否かを確認する。

① 都道府県知事の許可を受けなければならない。なお、許可にあたっては、当該保安林に係る指定施業要件に適合することや、その保安林の指定の目的の達成に支障を及ぼさないことが必要である。

② 保安林の指定の解除を、農林水産大臣又は都道府県知事に申請しなければならない。保安林の指定の解除は、（１）「指定理由の消滅」又は（２）「公益上の理由」のいずれかに該当する場合に行われる。その場合、「その土地以外に適地を求めることができないか、又は著しく困難であること」等の要件をすべて満たす必要がある。なお、治山事業施行地や保全対象に近接する等により、解除できない保安林が存在することに留意が必要である。

【標準処理期間】
都道府県林務担当部局等にお問い合せください。

■ 問い合わせ先・提出先

都道府県林務担当部局等

■ 手続きの参考ウェブサイト

林地開発許可制度（農林水産省林野庁HP）
http://www.rinya.maff.go.jp/j/tisan/tisan/con_4.html

森林法に係る林地開発許可のフロー

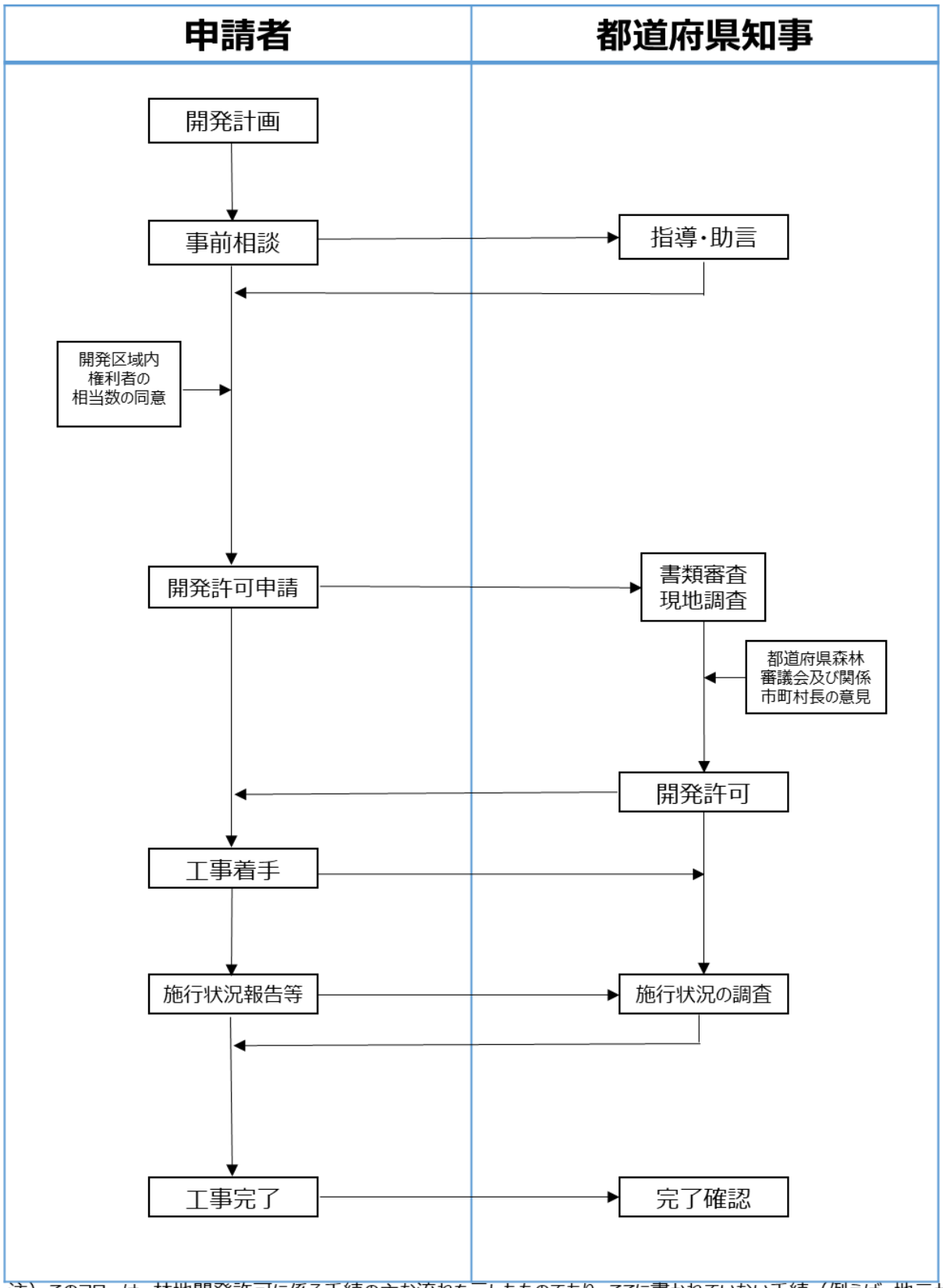

注）このフローは、林地開発許可に係る手続の主な流れを示したものであり、ここに書かれていない手続（例えば、地元からの同意の取得や、河川管理者からの同意の取得、市町村長への伐採及び伐採後の造林の届出書の提出等）が必要となる場合があります。
詳細は、各都道府県林務担当部局等に問い合わせください。

環境アセスメント
（環境影響評価法）

一定規模の発電設備を設置する場合、必要な手続きに則って環境への影響評価を行い、その結果を事業計画に反映しなければなりません。

■ 手続きが必要となる場合

・規模が大きく環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある「第1種事業」に該当する場合
・「第1種事業」に準ずる規模であるもののうち、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあるかどうかの判定を行う必要がある「第2種事業」に該当する場合（手続きは不要と判定された場合、方法書以降の手続きは不要）

第1種事業
　太陽電池発電所：出力4万kW以上
　風力発電所、地熱発電所：出力1万kW以上
　水力発電所：出力3万kW以上
　火力発電所［バイオマス燃料(混焼を含む)］：出力15万kW以上
第2種事業
　太陽電池発電所：出力3万kW以上4万kW未満
　風力発電所、地熱発電所：出力7,500kW以上1万kW未満
　水力発電所：出力2.25万kW以上3万kW未満
　火力発電所［バイオマス燃料(混焼を含む)］：出力11.25万kW以上15万kW未満

○ 地方公共団体の条例で対象となる事業は、各々の地方公共団体により異なるため個別に確認が必要

■ 確認方法・手続内容

対象事業が周辺の自然環境、生活環境などに与える影響について、住民、地方公共団体などの意見を取り入れながら、配慮書の手続、方法書の手続、準備書の手続、評価書の手続、報告書の手続の流れに沿って事業者が調査・予測・評価を行わなければならない。
　※ 配慮書の手続については、第2種事業では、事業者が任意に実施

【標準処理期間】
配慮書は、送付を受けてから90日
方法書は、届出から180日
準備書は、届出から270日
評価書は、届出から30日

■ 問い合わせ先・提出先

経済産業省　電力安全課

■ 手続きの参考ウェブサイト

発電所の環境アセスメント情報（経済産業省HP）
http://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/electric/detail/index_assessment.html

環境影響評価法に基づく環境アセスメントのフロー

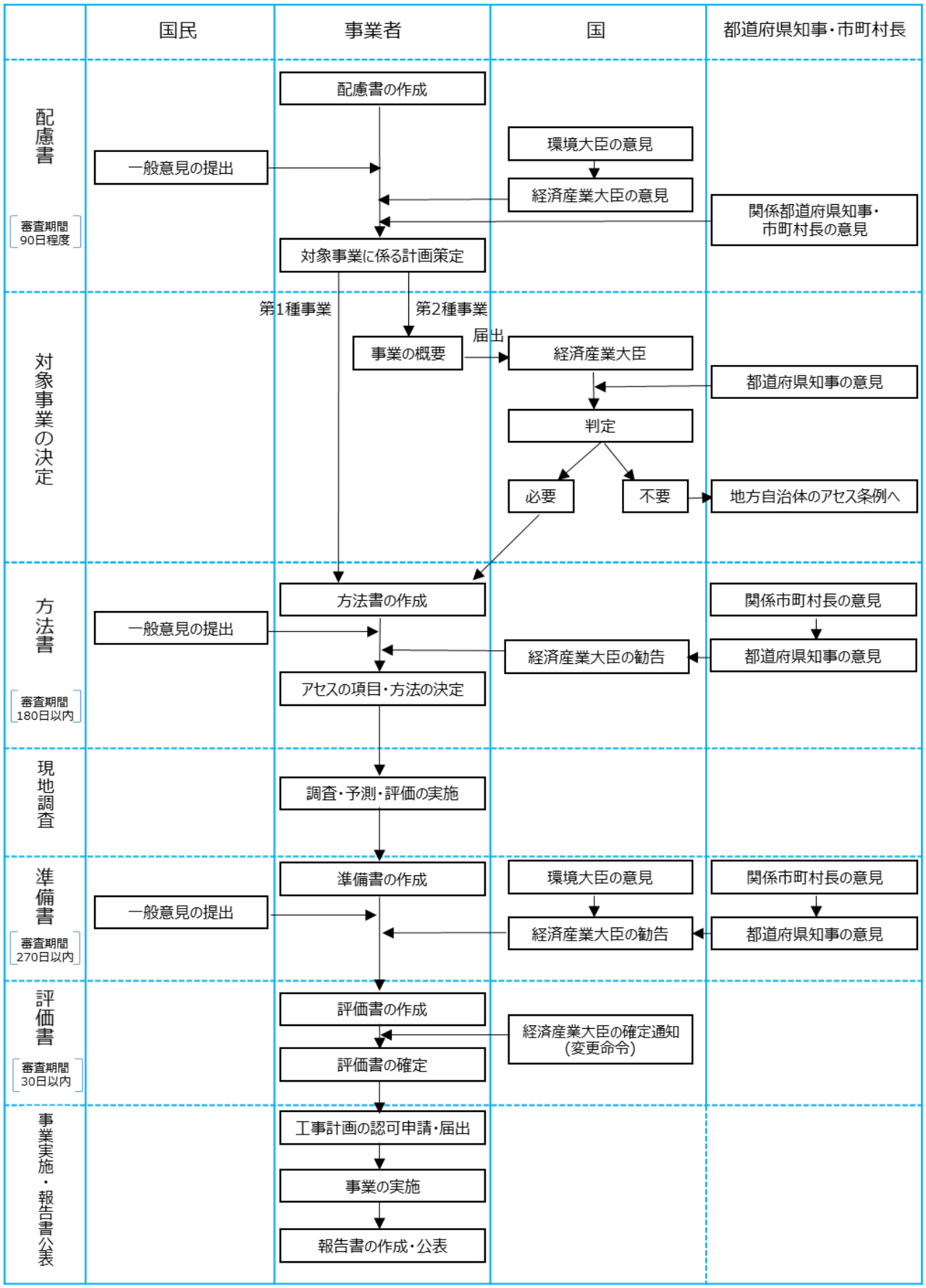

開発許可手続
（都市計画法）

発電設備の設置のため市街化区域等で開発行為を行う場合、都道府県等の許可が必要となる場合があります。

■ 手続きが必要となる場合

開発行為をしようとする場合
・市街化区域：1,000平方メートル以上
・市街化調整区域：全て
・区域区分が定められていない都市計画区域及び準都市計画区域：3,000平方メートル以上
・都市計画区域及び準都市計画区域外の区域：1ヘクタール以上
※ 再生可能エネルギー施設の建設にあたり、建築物の建築を伴う土地の区画形質の変更があれば開発許可が必要となるもの
○ 太陽光発電設備（建築基準法上の建築物でないもの）の付属施設について、その用途、規模、配置や発電設備との不可分性等から、主として当該付属施設の建築を目的とした開発行為に当たらないと開発許可権者が判断した場合には、開発許可は不要

■ 確認方法・手続内容

都市計画図等の閲覧又は都道府県等の開発許可担当部局への照会等により、事業区域が上記区域のいずれかに該当するかを確認する。
上記要件に該当する場合には、都道府県知事（指定都市等の区域内にあっては、当該指定都市等の長）の許可を受けなければならない。

【標準処理期間】
原則、1ヶ月以内

■ 問い合わせ先・提出先

都道府県等の開発許可担当部局

■ 手続きの参考ウェブサイト

開発許可制度の概要（国土交通省HP）
http://www.mlit.go.jp/toshi/city_plan/toshi_city_plan_fr_000046.html

都市計画法に係る開発許可のフロー

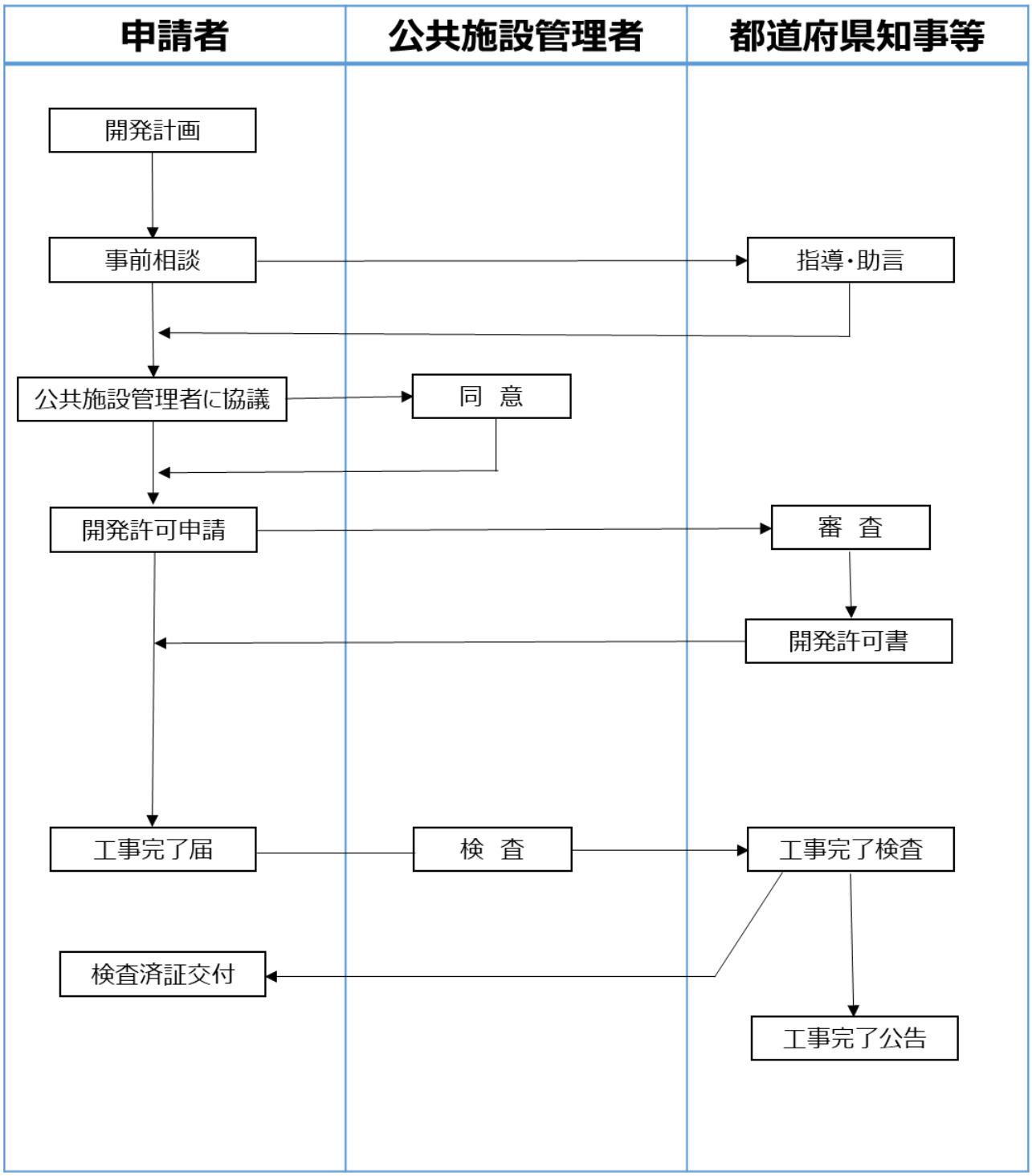

土地の形質の変更に係る届出手続き
（土壌汚染対策法）

一定規模以上の土地の掘削等を行う場合、事前に都道府県知事等への届出が必要です。

■ 手続きが必要となる場合

土地の掘削その他の形質の変更であって、その対象となる土地の面積が3,000平方メートル（現に有害物質使用特定施設が設置されている土地では900平方メートル）以上の場合

■ 確認方法・手続内容

当該土地の形質の変更に着手する日の30日前までに、当該土地の形質の変更の場所及び着手予定日その他事項を都道府県知事等に届け出なければならない。

■ 問い合わせ先・提出先

都道府県等の届出・相談窓口（環境省HP）
https://www.env.go.jp/water/dojo/law/mado.html

■ 手続きの参考ウェブサイト

パンフレット「土壌汚染対策法のしくみ」（環境省HP）
https://www.env.go.jp/water/dojo/pamph_law-scheme/index.html

土壌汚染対策法に係る対応のフロー（土地の形質の変更の場合）

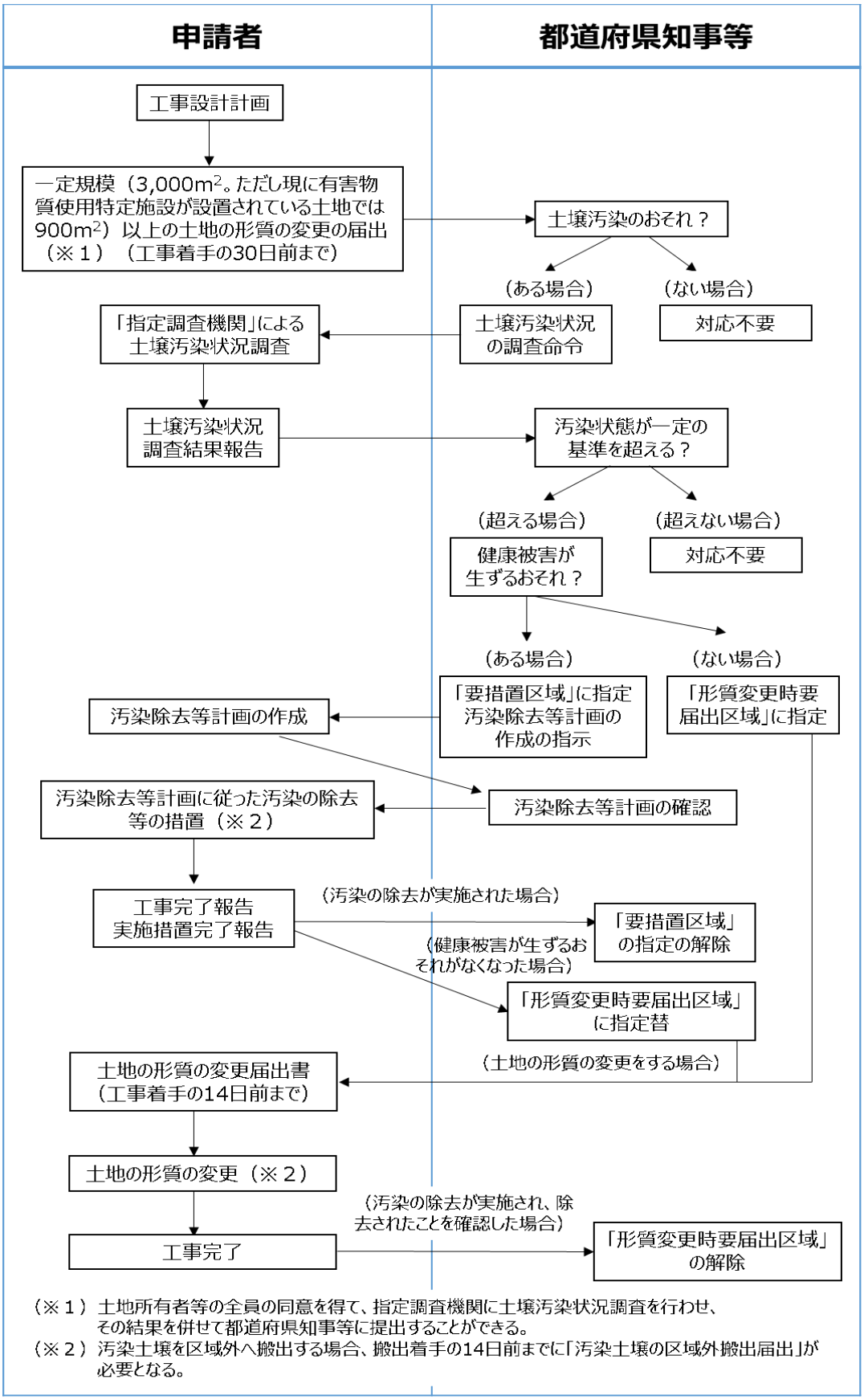

（※１）土地所有者等の全員の同意を得て、指定調査機関に土壌汚染状況調査を行わせ、その結果を併せて都道府県知事等に提出することができる。
（※２）汚染土壌を区域外へ搬出する場合、搬出着手の14日前までに「汚染土壌の区域外搬出届出」が必要となる。

埋蔵文化財包蔵地土木工事等届出手続
（文化財保護法）

埋蔵文化財が確認されている土地において発電設備等の設置のため開発行為を行う場合、事前に都道府県・政令指定都市等への届出が必要です。

■ 手続きが必要となる場合

周知の埋蔵文化財包蔵地を発掘しようとする場合

■ 確認方法・手続内容

埋蔵文化財のデータベース等により管理されているため、周知の埋蔵文化財包蔵地に該当するか否かを文化財担当部局に照会する。
発掘に着手しようとする日の 60 日前までに、都道府県・政令指定都市等の文化財担当部局に事前の届出等を行わなければならない。

■ 問い合わせ先・提出先

都道府県・政令指定都市等の文化財担当部局

■ 手続きの参考ウェブサイト

埋蔵文化財（文化庁HP）
http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/shokai/maizo.html

埋蔵文化財包蔵地土木工事等届出に係るフロー

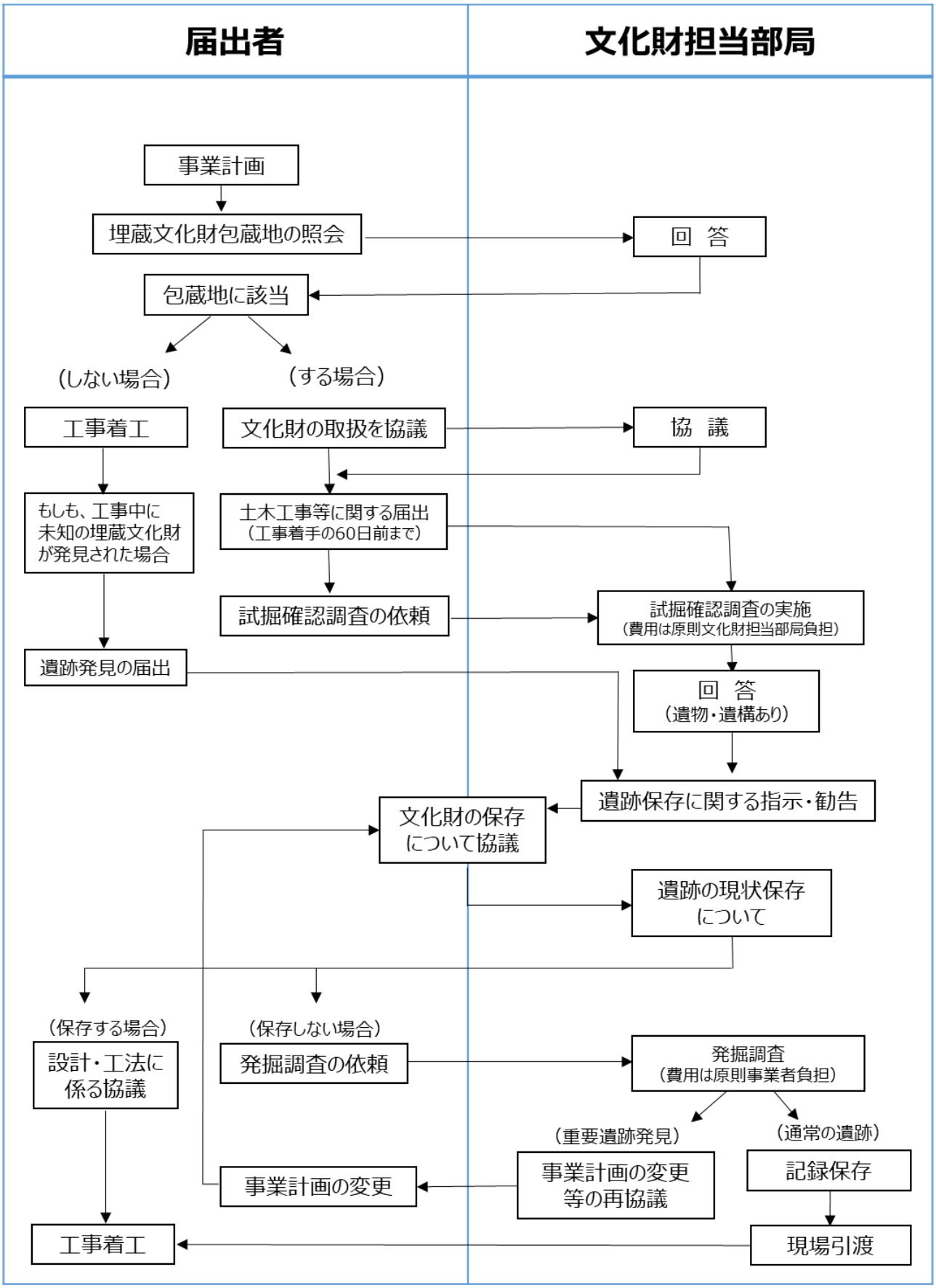

土地売買等の契約届出手続
（国土利用計画法）

土地の売買等の契約を締結した場合（※）、締結日から２週間以内に市町村を経由して都道府県等への届出が必要です。

■ 手続きが必要となる場合

土地売買等の契約を締結した場合
・市街化区域：2,000平方メートル以上
・市街化区域を除く都市計画区域：5,000平方メートル以上
・上記以外の区域：10,000平方メートル以上

■ 確認方法・手続内容

土地に関する権利の取得者は、その契約を締結した日から起算して2 週間以内に、法律に掲げる事項を、当該土地が所在する市町村の長を経由して（指定都市を除く）、都道府県知事又は指定都市の長に届け出なければならない。

■ 問い合わせ先・提出先

都道府県、市町村の土地取引規制担当

■ 手続きの参考ウェブサイト

土地取引規制（国土交通省HP）
http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/totikensangyo_tk2_000019.html

（※）規制区域、監視区域、注視区域に指定されている地域における土地の売買等の契約を締結した場合を除きます。詳しくは上記ウェブサイト等をご確認ください。

①道路使用許可手続
②制限外積載許可手続
（道路交通法）

①発電設備の工事等の際に道路を使用する場合、事前に所轄警察署長の許可が必要です。

②貨物の運搬時に、車両の積載物の重量、大きさ又は積載方法の制限を超えて運転する場合、事前に車両の出発地を管轄する警察署長の許可が必要です。

■ 手続きが必要となる場合

① 設置工事、作業の際に道路を使用する場合
② 運搬時に、車両の積載物の重量、大きさ又は積載方法の制限を超えて運転する場合

■ 確認方法・手続内容

① 道路使用許可申請書を提出し、申請に係る行為が、交通の妨害となるおそれがないこと、条件付きで作業することにより妨害となるおそれがないこと、公益上、社会慣習上やむをえないことと認められた上で、所轄警察署長の許可を受けなければならない。
② 制限外積載許可申請書を提出し、貨物が分割できず、車両の構造又は道路、交通の状況により支障がないことを認められた上で、車両の出発地を管轄する警察署長の許可を受けなければならない。

【標準処理期間】
① ７日以内で各都道府県警察の実情に応じた期間
ただし、次のいずれかに掲げる場合は、当該期間に次のそれぞれに定める期間を加えた期間
・道路交通法第79 条に基づく道路の管理者との協議が必要なものは、当該協議に要する期間
・二以上の警察署の管轄にわたるものは、他の警察署長との協議に要する期間
・道路交通法第４条第１項に規定する歩行者又は車両等の通行の禁止等の交通規制を必要とするものは、当該交通規制の手続に要する期間
② ５日以内で各都道府県警察の実情に応じた期間

■ 問い合わせ先・提出先

① 所轄警察署
② 車両の出発地を管轄する警察署

■ 手続きの参考ウェブサイト

道路使用許可申請手続き
https://www.npa.go.jp/bureau/traffic/seibi2/shinsei-todokede/dourosiyoukyoka/permission.html

道路の占用許可手続等
（道路法）

道路区域内において工事等をするために道路を占用する場合、事前に道路管理者の許可が必要です。

■ 手続きが必要となる場合

道路区域内で設置や施工をするために、道路を占用する場合

■ 確認方法・手続内容

① 道路占用許可申請書を提出し、管理者の許可を受けなければならない。
② 道路に関する工事を行う場合には、道路に関する工事の設計及び実施計画承認申請書を提出し、承認を得た上で、自費で施工しなければならない。

【標準処理期間】
2～3週間
「道路法第24条の承認及び第32条の許可並びに第91条第1項の許可に係る標準処理期間の基準について」（平成10年8月5日建設省道政発第93号道路局路政課長通達）

■ 問い合わせ先・提出先

国、都道府県、市町村等の各道路管理者窓口

■ 手続きの参考ウェブサイト

道路占用（国土交通省HP）
http://www.mlit.go.jp/road/sisaku/senyo/senyo.html

道路法に基づく車両制限

（道路法）

発電設備の工事等の際に、車両制限の範囲を超える工事車両が道路を通行する場合、事前に道路管理者の許可が必要です。

■ 手続きが必要となる場合

建設時において幅、高さ、長さ又は回転半径が車両制限令で定める最高限度を超える工事車両を通行させる場合

■ 確認方法・手続内容

特殊車両通行許可に関する申請書を提出し、管理者の許可を受けなければならない。

【標準処理期間】
許可または不許可とされるまでの標準処理期間は、その申請の内容が
1. 申請経路が道路情報便覧に記載の路線で完結している場合
2. 申請車両が超寸法車両および超重量車両でない場合
3. 申請後に、申請経路や諸元などの申請内容の変更がない場合

には、申請書記載の「受付日」から次のとおりとなっています。

・新規申請および変更申請の場合は３週間以内
・更新申請の場合は２週間以内

■ 問い合わせ先・提出先

国、都道府県、市町村等の各道路管理者窓口

■ 手続きの参考ウェブサイト

特殊車両通行許可制度について（国土交通省HP）
http://www.mlit.go.jp/road/tokusya

景観法等に基づく届出
（景観法）

景観の保全が定められている地域において発電設備等を設置するための工事を行う場合、事前に市町村等への届出や認定等が必要です。

■ 手続きが必要となる場合

景観法に基づく景観行政団体が定めた景観計画区域内や景観地区内等で、一定の建築物、工作物等の新築、増改築等を行う場合

■ 確認方法・手続内容

景観計画区域内において一定の建築物、工作物等の新築、増改築等の行為をしようとする者は、あらかじめ、国土交通省令で定める事項等を景観行政団体の長に届け出なければならない。また、景観地区内において建築物の建築等をしようとする者は、あらかじめ、その計画が、都市計画に定められた建築物の形態意匠の制限に適合するものであることについて市町村長の認定を受けなければならない。

■ 問い合わせ先・提出先

景観行政団体や市町村の景観担当部局

■ 手続きの参考ウェブサイト

※届出先の地方公共団体ＨＰ参照

宅地造成等規制法に基づく許可又は届出
（宅地造成等規制法）

宅地造成の規制区域内において発電設備工事を行う場合、以下の手続きが必要となることがあります。

■ 手続きが必要となる場合

① 宅地造成工事規制区域内で宅地造成工事（宅地造成等規制法第2条第2号）を行う場合には許可が必要
② 宅地造成等規制法第15条に規定されている工事等については届出が必要

■ 確認方法・手続内容

発電設備等の施工区域が宅地造成工事規制区域内か否か、宅地造成工事か否か等を都道府県（指定都市又は中核市の区域内の土地については、それぞれ指定都市又は中核市）の宅地造成等規制法所管部局へ確認し、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事(　指定都市又は中核市の区域内の土地については、それぞれ指定都市又は中核市の長）の許可を受ける等、必要な手続きを行わなければならない。

■ 問い合わせ先・提出先

都道府県（指定都市又は中核市の区域内の土地については、それぞれ指定都市又は中核市）の宅地造成等規制法所管部局

■ 手続きの参考ウェブサイト

宅地造成等規制法の概要
http://www.mlit.go.jp/toshi/web/toshi_tobou_tk_000019.html

砂防指定地における行為許可等
（砂防法）

砂防指定地において、発電設備等の設置のため開発行為を行う場合、事前に都道府県知事の許可が必要です。

■ 手続きが必要となる場合

（砂防指定地における一定の行為の許可）

砂防指定地において、

- 掘削、盛土、切土等土地の形状を変更する行為
- 土石又は鉱物の採取、堆積又は投棄をする行為
- 木竹の伐採又は樹根の採取
- 木竹の滑下又は地引による搬出
- 施設又は工作物の新築改築、移転又は除去

等を行う場合

（砂防設備の占用の許可）

- 砂防設備を占用しようとする場合

■ 確認方法・手続内容

（砂防指定地における一定の行為の許可）

当該箇所が砂防指定地内か否かを都道府県砂防担当部局等に照会する。

申請書を提出し、都道府県知事の許可を受けなければならない。

（砂防設備の占用の許可）

申請書を提出し、都道府県知事の許可を受けなければならない。

【標準処理期間】

１ヶ月

■ 問い合わせ先・提出先

都道府県砂防担当部局等

■ 手続きの参考ウェブサイト

※許可申請先の都道府県ＨＰ参照

急傾斜地崩壊危険区域内の行為許可
（急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律）

急傾斜地崩壊危険区域内において、発電設備等の設置のため開発行為を行う場合、事前に都道府県知事の許可が必要です。

■ 手続きが必要となる場合

急傾斜地崩壊危険区域内において、

- 水のしん透を助長する行為
- 急傾斜地崩壊防止施設以外の施設又は工作物の設置又は改造
- のり切、切土、掘さく又は盛土
- 立木竹の伐採
- 木竹の滑下又は地引による搬出
- 土石の採取又は集積

等を行う場合

■ 確認方法・手続内容

当該箇所が急傾斜地崩壊危険区域内か否かを都道府県砂防担当部局等に照会する。
申請書を提出し、都道府県知事の許可を受けなければならない。

【標準処理期間】
１ヶ月

■ 問い合わせ先・提出先

都道府県砂防担当部局等

■ 手続きの参考ウェブサイト

※許可申請先の都道府県ＨＰ参照

地すべり防止区域内の行為許可
（地すべり等防止法）

地すべり防止区域内において、発電設備等の設置のため開発行為を行う場合、事前に都道府県知事の許可が必要です。

■ 手続きが必要となる場合

地すべり防止区域内において、

- 地下水の排除を阻害する行為（軽微な行為を除く）
- 地表水のしん透を助長する行為（軽微な行為を除く）
- のり切又は切土で一定規模以上のもの
- 地すべり防止施設以外の施設又は工作物で一定規模以上のものの新設又は改良

等を行う場合

■ 確認方法・手続内容

当該箇所が地すべり防止区域内か否かを下記問い合せ先に照会する。
申請書を提出し、都道府県知事の許可を受けなければならない。

【標準処理期間】
１ヶ月

■ 問い合わせ先・提出先

（国交省所管）
都道府県砂防担当部局等
（農水省所管）
都道府県農林水産事務所等

■ 手続きの参考ウェブサイト

※許可申請先の都道府県ＨＰ参照

保護水面内での工事許可
（水産資源保護法）

保護水面に指定されている区域内において発電設備等を設置するための工事を行う場合、事前に当該保護水面を管理する都道府県知事又は農林水産大臣の許可が必要です。

■ 手続きが必要となる場合

保護水面（水産動物が産卵し、稚魚が生育し、又は水産動植物の種苗が発生するのに適している水面であって、その保護培養のために必要な措置を講ずべき水面として都道府県知事又は農林水産大臣が指定する区域）内で工事（埋立、しゅんせつ又は水路、河川の流量若しくは水位の変更を来すもの）を行う場合

■ 確認方法・手続内容

申請書を提出し、当該保護水面を管理する都道府県知事又は農林水産大臣の許可を受けなければならない。

【標準処理期間】
農林水産大臣の許可に係る標準処理期間は、申請書が提出された日から起算して原則として１ヶ月以内です。
なお、都道府県知事の許可に係る標準処理期間については、当該保護水面を管理する都道府県の保護水面管理担当部局にお問い合せください。

■ 問い合わせ先・提出先

都道府県又は国の保護水面管理担当部局

■ 手続きの参考ウェブサイト

水産資源保護法に関する手続（※農林水産省HP）
http://www.maff.go.jp/j/denmado/d_tetuduki/c0100.html

国立公園等における行為の許可申請、届出等手続
（自然公園法）

国立公園、国定公園、都道府県立自然公園で開発行為を行う場合、事前に国又は都道府県の許可や届出が必要です。

■ 手続きが必要となる場合

（国立公園・国定公園）
自然公園法によって定められた各区域内において一定の行為を行う場合
○ 特別保護地区：工作物の新改増築、土地の形状変更、木竹の伐採・損傷、植物の採取・損傷等
○ 特別地域：工作物の新改増築、土地の形状変更、木竹の伐採等
○ 普通地域：大規模な工作物の新改増築、土地の形状変更等

（都道府県立自然公園）
都道府県条例によって定められた区域内において一定の行為を行う場合

■ 確認方法・手続内容

（国立公園・国定公園）
各区域に該当するか否か、手続きが必要か否か、下記問い合わせ先に確認する。
○ 特別保護地区、特別地域：国立公園については環境大臣又は都道府県知事、国定公園については都道府県知事に、申請をして許可を受けなければならない。
○ 普通地域：国立公園については環境大臣又は都道府県知事、国定公園については都道府県知事に、行為着手の30日前までに届出をしなければならない。

（都道府県立自然公園）
都道府県条例によって区域及び必要な手続き等が定められているため、各都道府県の担当部局に確認する。

【標準処理期間】
行為許可に係る標準処理期間は、行為地や申請内容によって異なり、１～３ヶ月前後（ただし、内容の不備その他指導を要するものはこの限りではない）。いずれも個別案件については、環境省の各事務所や各都道府県にお問い合わせください。

■ 問い合わせ先・提出先

○環境省の各地方環境事務所、自然環境事務所、自然保護官事務所等
○各都道府県の自然公園担当部局等

■ 手続きの参考ウェブサイト

国立公園において許可又は届出が必要な行為（環境省HP）
http://www.env.go.jp/park/apply/basic/01.html
事務所等一覧（環境省HP）
http://www.env.go.jp/park/office.html

自然環境保全地域等における行為の許可又は届出
（自然環境保全法）

原生自然環境保全地域、自然環境保全地域、都道府県自然環境保全地域（以下、「自然環境保全地域等」という。）において、発電設備等を設置するための工事を行う場合、事前に国又は都道府県の許可が必要です。

■ 手続きが必要となる場合

自然環境保全地域等において、建築物等工作物の新築・改築、土地の開墾等土地の形質変更、鉱物の掘採や土砂の採取、河川や湖沼の水位・水量に増減を及ぼす等の行為を行う場合

■ 確認方法・手続内容

発電設備等の施工区域及び影響を及ぼす範囲が自然環境保全地域等に該当するか否か、下記の問合せ先に確認する。
（原生自然環境保全地域）
自然生態系に影響を与える行為は原則禁止。
（自然環境保全地域特別地区）
行為の着手前に、環境大臣の必要な許可を得なければならない。
（自然環境保全地域普通地区）
行為の着手前に、環境大臣に必要な届出を行わなくてはならない。
（都道府県自然環境保全地域）
都道府県条例によって区域及び必要な手続き等が定められているため、詳細は各都道府県の担当部局に確認すること。

【標準処理期間】
環境大臣の許可に係る標準処理期間については、原則として１か月と３週間以内（ただし、内容の不備その他指導を要するものはこの限りではない）。
なお、都道府県知事の許可に係る標準処理期間については、申請先の都道府県によって異なりますので各都道府県にお問い合わせください。

■ 問い合わせ先・提出先

○各自然環境保全地域等を担当する、環境省各自然保護官事務所・管理官事務所
○各自然環境保全地域等を担当する都道府県の担当部局

■ 手続きの参考ウェブサイト

自然環境保全法の概要（※環境省HP）
https://www.env.go.jp/nature/hozen/law.html

生息地等保護区の管理地区内等における行為の許可等手続
（絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律）

絶滅のおそれのある野生動植物の保護区域で開発行為を行う場合、国の許可や届出が必要です。

■ 手続きが必要となる場合

（管理地区）
管理地区の区域内において一定の行為をする場合
（監視地区）
生息地等保護区の区域で管理地区の区域に属さない部分の区域内において一定の行為をしようとする場合
○ 例えば、建築物その他の工作物の新築・改築・増築、土地の形質を変更させること、土石採取、水面の埋め立てや干拓、河川等の水位及び水量に増減を及ぼさせること など

■ 確認方法・手続内容

（管理地区）
対象区域内の一定の行為について、環境大臣の許可を受けなければならない。
（監視地区）
環境大臣に対象区域内の一定の行為に係る届け出を行わなければならない。

【標準処理期間】
（管理地区）2ヶ月以内（ただし、内容の不備その他指導を要するものはこの限りではない）
（監視地区）届出のためなし

■ 問い合わせ先・提出先

各地方環境事務所、自然環境事務所、自然保護官事務所等

■ 手続きの参考ウェブサイト

生息地等保護区による保護（※環境省HP）
https://www.env.go.jp/nature/kisho/hogoku/index.html

特別保護地区内における行為許可手続
（鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律）

鳥獣の特別保護区域内で開発行為を行う場合、事前に国等の許可が必要です。

■ 手続きが必要となる場合

特別保護地区の区域内において一定の行為を行う場合

○ 例えば、建築物その他の工作物の新築・改築・増築、水面の埋め立てや干拓、木竹の伐採など

■ 確認方法・手続内容

鳥獣保護区等位置図により管理されているため、特別保護地区の区域内に該当するか否かを各地方環境事務所等に照会する。
環境大臣が指定する特別保護地区（国指定特別保護地区）にあっては環境大臣の、都道府県知事が指定する特別保護地区（都道府県指定特別保護地区）にあっては都道府県知事の許可を受けなければならない。

【標準処理期間】
環境大臣の許可に係る標準処理期間は、国指定特別保護地区については、申請書が提出された日（申請書の不備又は不足について補正を求めた場合にあっては、当該補正がなされた日）から起算して原則として１ヶ月以内です。
なお、都道府県知事の許可に係る標準処理期間については、各都道府県にお問い合わせください。

■ 問い合わせ先・提出先

各地方環境事務所、自然環境事務所、各都道府県鳥獣行政担当部局等

■ 手続きの参考ウェブサイト

鳥獣保護区制度の概要（※環境省HP）
https://www.env.go.jp/nature/choju/area/area1.html

史跡・名勝・天然記念物指定地の現状変更の許可
（文化財保護法）

史跡・名勝・天然記念物指定地において開発行為を行う場合、事前に国等への許可が必要です。

■ 手続きが必要となる場合

史跡・名勝・天然記念物の指定地内で現状変更行為を行う場合又は保存に影響を与える場合

■ 確認方法・手続内容

市町村等の文化財担当部局に、史跡・名勝・天然記念物の指定地を照会し確認する。

指定地において現状変更等を行う場合は、国指定の場合は文化庁長官、県指定の場合は県の、市指定の場合は市町村の文化財担当部局の許可を受ける必要がある。その手続きは、当該文化財担当部局に対して行う。

■ 問い合わせ先・提出先

市町村の文化財担当部局

■ 手続きの参考ウェブサイト

記念物（文化庁HP）
http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/shokai/kinenbutsu/

遺跡等の発見報告
（文化財保護法）

発電設備等の設置工事を行っている際に遺跡を発見した場合は、都道府県・政令指定都市等への届出が必要です。

■ 手続きが必要となる場合

工事中に遺跡を発見した場合

■ 確認方法・手続内容

工事中に遺跡を発見した場合は、遅滞なく都道府県・政令指定都市等の文化財担当部局に対して届出なければならない。

■ 問い合わせ先・提出先

都道府県・政令指定都市等の文化財担当部局

■ 手続きの参考ウェブサイト

埋蔵文化財（文化庁HP）
http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/shokai/maizo.html

工場立地法に基づく届出
（工場立地法）

一定規模以上の敷地又は建築面積を有する発電設備を設置する場合、事前に市町村への届出が必要です。

■ 手続きが必要となる場合

敷地面積 9,000㎡以上又は建築面積 3,000㎡以上の規模の製造業等に係る工場を新設又は変更する場合（水力、地熱及び太陽光発電所は除かれている）

■ 確認方法・手続内容

当該特定工場の設置の場所を管轄する市町村長（特別区の区長を含む。）に、生産施設の面積や緑地の整備状況について届け出なければならない。

【標準処理期間】
届出から90日間は、工場の新設等の着工について実施制限される。ただし、市町村の判断により、実施制限の期間を短縮することが可能。

■ 問い合わせ先・提出先

市町村の産業振興部局等

■ 手続きの参考ウェブサイト

工場立地法（経済産業省HP）
https://www.meti.go.jp/policy/local_economy/koujourittihou/index.html

臨港地区内における行為の届出
（港湾法）

臨港地区内において発電設備の設置工事等を行う場合、事前に港湾管理者への届出が必要です。

■ 手続きが必要となる場合

臨港地区内で下記の行為をしようとするとき

- 水域施設、運河、用水きょ又は排水きょの建設又は改良
- 臨港地区内で一定規模以上（床面積の合計が2500平方メートル以上又は敷地面積が5000平方メートル以上）の工場または事業場の新設や増設
- 港湾の開発、利用又は保全に著しく支障を与えるおそれのある政令で定める施設の建設又は改良

■ 確認方法・手続内容

臨港地区に該当するか否かを港湾管理者に照会する。
臨港地区内行為届出書を、工事の開始の日の６０日前までに港湾管理者に提出しなければならない。

■ 問い合わせ先・提出先

当該港湾の港湾管理者

■ 手続きの参考ウェブサイト

※届出先の港湾管理者ＨＰ参照

海岸保全区域等の占用の許可等
（海岸法）

海岸保全区域等において開発行為を行う場合、事前に海岸管理者の許可が必要です。

■ 手続きが必要となる場合

（海岸保全区域）
海岸保全区域（公共海岸の土地に限る）内において、海岸保全施設以外の施設又は工作物を設けて当該海岸保全区域を占用しようとする場合
海岸保全区域内において、土石の採取、水面又は公共海岸の土地以外の土地における他の施設等の新設又は改築及び土地の掘削、盛土、切土等の行為をする場合

（一般公共海岸区域）
一般公共海岸区域（水面を除く）内において、
・施設又は工作物を設けて当該一般公共海岸区域を占用しようとする場合
一般公共海岸区域内において、
・土石の採取、水面における施設又は工作物の新設又は改築及び土地の掘削、盛土、切土等の行為をする場合

■ 確認方法・手続内容

当該箇所が海岸保全区域又は一般公共海岸区域内か否かを海岸管理担当部局に照会する。
許可申請書を作成し、当該海岸保全区域等を管理する海岸管理者の許可を受けなければならない。

【標準処理期間】
おおむね３週間

■ 問い合わせ先・提出先

海岸管理担当部局

■ 手続きの参考ウェブサイト

※許可申請先の地方整備局・都道府県ＨＰ参照

港湾区域内水域等における占用公募制度及び占用許可制度
(港湾法）

洋上風力発電設備その他の公募対象施設等を設置するため港湾区域内水域等を長期にわたり占用しようとする場合、事前に港湾管理者の認定及び許可が必要です。

■ 手続きが必要となる場合

洋上風力発電設備その他の公募対象施設等を設置するため港湾区域内水域等を長期にわたり占用しようとする場合

■ 確認方法・手続内容

港湾管理者が公募占用指針を定め、公示した場合、公募対象施設等を設置するため港湾区域内水域等を占用しようとする者は、公募占用計画を作成し、港湾管理者に提出する。

この公募占用計画が港湾管理者の認定を受けたとき、港湾区域内水域等を占用しようとする者は、当該認定を受けた公募占用計画に基づく占用の許可の申請をした場合には、当該許可を得ることとなる。

また、港湾区域内水域等を占用しようとする者は、当該認定を受けた公募占用計画に従って公募対象施設等の設置及び維持管理をしなければならない。

■ 問い合わせ先・提出先

当該港湾の港湾管理者

■ 手続きの参考ウェブサイト

「港湾における洋上風力発電の占用公募制度の運用指針　Ver.1」
（国土交通省HP）
http://www.mlit.go.jp/kowan/kowan_tk4_000008.html

促進区域内海域における占用公募制度及び占用許可制度
（海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律）

海洋再生可能エネルギー発電設備を設置するため促進区域内海域を長期に占用しようとする場合、事前に経済産業大臣及び国土交通大臣の認定並びに国土交通大臣の許可が必要です。

■ 手続きが必要となる場合

海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に関し、促進区域内海域を長期にわたり占用しようとする場合

■ 確認方法・手続内容

経済産業大臣及び国土交通大臣が公募占用指針を定め、公示した場合、公募に応じて選定事業者になろうとする者は、公募占用計画を作成し、経済産業大臣及び国土交通大臣に提出する。
この公募占用計画が経済産業大臣及び国土交通大臣の認定を受けたとき、選定事業者は、当該認定を受けた公募占用計画に基づく占用の許可の申請をした場合には、当該許可を得ることとなる。
また、選定事業者は、当該認定を受けた公募占用計画に従って海洋再生可能エネルギー発電設備の設置及び維持管理をしなければならない。

【標準処理期間】
国土交通省港湾局にお問い合せください。

■ 問い合わせ先・提出先

国土交通省港湾局

■ 手続きの参考ウェブサイト

洋上風力促進小委員会（国土交通省HP）
http://www.mlit.go.jp/policy/shingikai/s304_youjouhuuryoku01.html

浮体式洋上風力発電施設における船舶検査申請
（船舶安全法）

浮体式洋上風力発電施設を設置しようとする場合、船舶安全法に基づく船舶検査を受ける必要があります。

■ 手続きが必要となる場合

浮体式洋上風力発電施設を設置しようとする場合

■ 確認方法・手続内容

最寄りの地方運輸局等又は船舶安全法第8条に基づき登録された船級協会に申請書を提出し、検査を受けなければならない。

■ 問い合わせ先・提出先

最寄りの地方運輸局等又は登録された船級協会

■ 手続きの参考ウェブサイト

※最寄りの地方運輸局等又は登録された船級協会ＨＰ参照

漁港の区域内の水域等における占用等の許可
（漁港漁場整備法）

漁港の区域内において発電設備の設置工事に伴い水面の占用等を行う場合、事前に漁港管理者の許可が必要です。

■ 手続きが必要となる場合

漁港の区域内の水域又は公共空地において、工作物の建設等をする場合

■ 確認方法・手続内容

申請書を提出し、漁港管理者の許可を受けなければならない。

【標準処理期間】
都道府県等の漁港管理担当部局にお問い合せください。

■ 問い合わせ先・提出先

漁港管理者である都道府県等の漁港管理担当部局

■ 手続きの参考ウェブサイト

※許可申請先の漁港管理者ＨＰ参照

温泉の掘削の許可等手続
（温泉法）

地熱発電を行うために温泉を掘削する場合、事前に都道府県の許可が必要です。

■ 手続きが必要となる場合

温泉をゆう出させる目的で土地を掘削しようとする場合

■ 確認方法・手続内容

掘削しようとする土地の所在、湧出路の口径、深さ、その他掘削の工事の施工方法等を都道府県知事に申請して許可を受けなければならない。

【標準処理期間】
各都道府県にお問い合わせください。

■ 問い合わせ先・提出先

都道府県担当窓口

■ 手続きの参考ウェブサイト

温泉法の概要（環境省HP）
http://www.env.go.jp/nature/onsen/outline/index.html

温泉の採取の許可等手続
（温泉法）

地熱発電を行うために既存の源泉から温泉水を採取する場合、事前に都道府県の許可が必要です。

■ 手続きが必要となる場合

温泉源から温泉の採取を業として行おうとする場合

■ 確認方法・手続内容

温泉の採取を行おうとする土地の所在、設備の配置図、構造図、メタンの濃度及び量の測定結果等を都道府県知事に申請して許可等を受けなければならない。

【標準処理期間】
各都道府県にお問い合わせください。

■ 問い合わせ先・提出先

都道府県担当窓口

■ 手続きの参考ウェブサイト

温泉法の概要（環境省HP）
http://www.env.go.jp/nature/onsen/outline/index.html

増掘又は動力の装置の許可等手続
（温泉法）

地熱発電を行うために源泉の増掘やポンプ等を設置する場合、事前に都道府県の許可が必要です。

■ 手続きが必要となる場合

温泉のゆう出路を増掘し、又は温泉のゆう出量を増加させるために動力を装置する場合

■ 確認方法・手続内容

増掘等をしようとする土地の所在、温泉の湧出量、温度、成分、増掘後の湧出路の口径、深さ、その他増掘の工事の施工方法等を都道府県知事に申請して許可を受けなければならない。

【標準処理期間】
各都道府県にお問い合わせください。

■ 問い合わせ先・提出先

都道府県担当窓口

■ 手続きの参考ウェブサイト

温泉法の概要（環境省HP）
http://www.env.go.jp/nature/onsen/outline/index.html

高圧ガス貯蔵所設置届
（高圧ガス保安法）

発電事業の実施に際して一定量以上の高圧ガスを使用する場合、事前に都道府県への届出が必要です。

■ 手続きが必要となる場合

容積 300立方メートル以上の高圧ガスを貯蔵する場合
※例えば、アンモニアの貯蔵容量によって、設置届出や設置許可申請が必要となる。

■ 確認方法・手続内容

あらかじめ、当該の貯蔵所について都道府県知事に届出、もしくは許可申請を実施しなければならない。

■ 問い合わせ先・提出先

都道府県の産業保安部局

■ 手続きの参考ウェブサイト

高圧ガスの貯蔵（経済産業省HP）
https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/hipregas/kisei/tyozou.html

河川の流水の占用の許可等手続
（河川法）

発電のために河川の流水を取水する場合や、河川区域内に発電設備等を設置する場合、事前に河川管理者の許可等が必要です。

■ 手続きが必要となる場合

（流水の占用の許可）
河川の流水を取水して発電をしようとする場合
（流水の占用の登録）
既に許可を受けた流水等のみを利用して発電をしようとする場合
（土地の占用の許可）
河川区域内の土地を占用しようとする場合
（工作物の新築等の許可）
河川区域内に工作物を新築、改築又は除去しようとする場合

■ 確認方法・手続内容

（流水の占用の許可）、（土地の占用の許可）、（工作物の新築等の許可）
申請書を提出し、河川管理者の許可を受けなければならない。
（流水の占用の登録）
申請書を提出し、河川管理者の登録を受けなければならない。

【標準処理期間】
（流水の占用の許可）、（土地の占用の許可）、（工作物の新築等の許可）
５ヶ月を目安とする（最大出力1,000kw 未満）。
（流水の占用の登録）
１ヶ月を目安とする。ただし、登録の申請とともに法24 条等の許可の申請がなされる場合にあっては、3 ヶ月を目安とする。

■ 問い合わせ先・提出先

河川区域を管理する地方整備局等の事務所又は都道府県等の担当部局等

■ 手続きの参考ウェブサイト

水利権申請の手続（国土交通省HP）
http://www.mlit.go.jp/river/riyou/main/suiriken/sinsei/

大気汚染に関する施設設置の届出手続
（大気汚染防止法）

ばい煙の発生や水銀等の排出を伴う施設を設置する場合、事前に都道府県等への届出が必要です。

■ 手続きが必要となる場合

工場又は事業場にばい煙発生施設を設置しようとする場合
工場又は事業場に水銀排出施設を設置しようとする場合
なお、設置しようとするばい煙発生施設や水銀排出施設が電気事業法で規定される電気工作物である場合には、上記手続に代わり、電気事業法に基づく届出が必要となる。

■ 確認方法・手続内容

ばい煙を大気中に排出する者は、ばい煙発生施設を設置しようとする際、必要な事項を都道府県知事に届け出なければならない。届出が受理された日から60日を経過した後でなければ、その届出に係るばい煙発生施設を設置してはならない。
水銀等を大気中に排出する者は、水銀排出施設を設置しようとする際、必要な事項を都道府県知事に届け出なければならない。届出が受理された日から60日を経過した後でなければ、その届出に係る水銀排出施設を設置してはならない。
なお、ばい煙発生施設と水銀排出施設の両方に該当する場合は、両方の届出が必要となる。

■ 問い合わせ先・提出先

都道府県等の環境部局
（電気工作物の場合）各地方の産業保安監督部

■ 手続きの参考ウェブサイト

大気汚染防止法の概要（環境省HP）
http://www.env.go.jp/air/osen/law/
水銀大気排出対策（環境省HP）
http://www.env.go.jp/air/suigin/post_11.html

①一般廃棄物収集運搬業及び処分業の許可手続
②産業廃棄物収集運搬業及び処分業の許可手続
（廃棄物の処理及び清掃に関する法律：廃棄物処理業）

バイオマス発電の燃料として一般廃棄物や産業廃棄物を用いるために収集・運搬等を行う場合、事前に市町村等の許可が必要です。

■ 手続きが必要となる場合

① 一般廃棄物の収集・運搬、処分を業として行う場合
② 産業廃棄物の収集・運搬、処分を業として行う場合

■ 確認方法・手続内容

① 一般廃棄物の収集・運搬、処分を業として行う場合は市町村長の許可を受けなければならない。
② 産業廃棄物の収集・運搬、処分を業として行う場合は都道府県知事（政令市は市長）の許可を受けなければならない。
○ 政令市とは、政令指定都市、中核市をいう（同施行令第27条）

【標準処理期間】
各都道府県又は市町村にお問い合わせください。

■ 問い合わせ先・提出先

① 一般廃棄物の収集・運搬、処分を業として行う場合は市町村
② 産業廃棄物の収集・運搬、処分を業として行う場合は都道府県又は政令市

■ 手続きの参考ウェブサイト

※許可申請先の都道府県又は市町村ＨＰ参照

①一般廃棄物処理施設の設置許可手続
②産業廃棄物処理施設の設置許可手続
（廃棄物の処理及び清掃に関する法律：廃棄物処理施設）

バイオマス発電の燃料として一般廃棄物や産業廃棄物を用いるために処理施設を設置する場合、事前に都道府県等の許可が必要です。

■ 手続きが必要となる場合

① 一般廃棄物処理施設につき、一定規模以上の処理施設を設置する場合
② 産業廃棄物処理施設につき、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条各号に規定する処理施設を設置する場合

■ 確認方法・手続内容

① 一般廃棄物処理施設を設置する場合は都道府県知事（政令市は市長）の許可を受けなければならない。
② 産業廃棄物処理施設を設置する場合には都道府県知事（政令市は市長）の許可を受けなければならない。
○ 政令市とは、政令指定都市、中核市をいう（同施行令第27条）

【標準処理期間】
各都道府県又は市町村にお問い合わせください。

■ 問い合わせ先・提出先

① 一般廃棄物処理施設を設置する場合は都道府県又は政令市
② 産業廃棄物処理施設を設置する場合は都道府県又は政令市

■ 手続きの参考ウェブサイト

※許可申請先の都道府県又は政令市ＨＰ参照

土地区画整理事業の施行地区内における建築行為等の許可手続（土地区画整理法）

土地区画整理事業の施行地区内において、発電設備等の設置のため土地の形質の変更等を行う場合、事前に都道府県知事等の許可が必要です。

■ 手続きが必要となる場合

施行地区内において、土地区画整理事業の施行の障害となるおそれがある土地の形質の変更若しくは建築物その他の工作物の新築、改築若しくは増築を行い、又は移動の容易でない物件の設置若しくは堆積を行おうとする場合

○ 移動の容易でない物件…その重量が５トンをこえる物件（容易に分割され、分割された各部分の重量がそれぞれ５トン以下となるものを除く）

■ 確認方法・手続内容

都道府県等の区画整理担当部局等へ問合せ、土地区画整理事業の計画により、施行地区内に該当するか否かを確認する。

組合設立認可の公告、事業計画決定の公告等のあった日後、換地処分の公告がある日までの期間において、上記の行為を行おうとするとき、都道府県知事等の許可を受けなければならない。

【標準処理期間】

都道府県等の区画整理担当部局等にお問い合せください。

■ 問い合わせ先・提出先

都道府県等の区画整理担当部局等

■ 手続きの参考ウェブサイト

土地区画整理事業（国土交通省HP）

http://www.mlit.go.jp/toshi/city/sigaiti/toshi_urbanmainte_tk_000020.html

騒音規制に関する届出手続
（騒音規制法）

騒音の規制が行われる指定地域で施設を設置しようとする場合や、特定建設作業を伴う建設工事を施工しようとする場合、事前に市町村や特別区への届出が必要です。

■ 手続きが必要となる場合

（特定施設の設置）
指定地域内において工場又は事業場に特定施設を設置しようとする場合
なお、特定施設が電気事業法で規定される電気工作物である場合には、上記手続に代わり、電気事業法に基づく届出が必要となる。

（特定建設作業の実施）
指定地域内において特定建設作業を伴う建設工事を施工しようとする場合

■ 確認方法・手続内容

（特定施設の設置）
特定施設の設置の工事の開始の日の30 日前までに、市町村長や特別区長に届け出なければならない。

（特定建設作業の実施）
特定建設作業の開始の日の7 日前までに、市町村長や特別区長に届け出なければならない。

■ 問い合わせ先・提出先

市区町村役場公害担当部局等
（電気工作物の場合）各地方の産業保安監督部

■ 手続きの参考ウェブサイト

騒音規制法の概要（環境省HP）
http://www.env.go.jp/air/noise/low-gaiyo.html

振動規制に関する届出手続
（振動規制法）

振動の規制が行われる指定地域で施設を設置しようとする場合や、特定建設作業を伴う建設工事を施工しようとする場合、事前に市町村や特別区への届出が必要です。

■ 手続きが必要となる場合

（特定施設の設置）
指定地域内において工場又は事業場に特定施設を設置しようとする場合
なお、特定施設が電気事業法で規定される電気工作物である場合には、上記手続に代わり、電気事業法に基づく届出が必要となる。

（特定建設作業の実施）
指定地域内において特定建設作業を伴う建設工事を施工しようとする場合

■ 確認方法・手続内容

（特定施設の設置）
特定施設の設置の工事の開始の日の30日前までに、市町村長や特別区長に届け出なければならない。

（特定建設作業の実施）
特定建設作業の開始の日の7日前までに、市町村長や特別区長に届け出なければならない。

■ 問い合わせ先・提出先

市区町村役場公害担当部局等
（電気工作物の場合）各地方の産業保安監督部

■ 手続きの参考ウェブサイト

振動規制法の概要（環境省HP）
http://www.env.go.jp/air/sindo/low-gaiyo.html

水質汚濁に関する施設設置の届出手続
（水質汚濁防止法）

排水の水質の規制が必要な特定施設等を設置する場合、事前に都道府県等への届出が必要です。

■ 手続きが必要となる場合

＜特定施設＞
工場又は事業場から公共用水域に水を排出する者が、特定施設を設置しようとする場合
また、熱水の導出先の施設が水質汚濁防止法上の特定事業場に該当する場合には、その事業場からの公共用水域への排水等については水質汚濁防止法に基づく規制が適用される。
なお、特定施設が電気事業法で規定される電気工作物である場合には、上記手続に代わり、電気事業法に基づく届出が必要となる。

＜有害物質使用特定施設、有害物質貯蔵指定施設＞
有害物質の製造、使用、処理を行う特定施設（有害物質使用特定施設）を設置する場合又は有害物質を含む水を貯蔵する指定施設（有害物質貯蔵指定施設）を設置する場合
なお、有害物質使用特定施設、有害物質貯蔵指定施設が電気事業法で規定される電気工作物である場合には、上記手続に代わり、電気事業法に基づく届出が必要となる。

■ 確認方法・手続内容

都道府県知事等に届け出なければならない。届出が受理された日から60日を経過した後でなければ、その届出に係る特定施設等を設置してはならない。

■ 問い合わせ先・提出先

都道府県等の環境部局
（電気工作物の場合）各地方の産業保安監督部

■ 手続きの参考ウェブサイト

※届出先の都道府県等のＨＰ参照

空港周辺における建物等設置の制限
（航空法）

空港周辺において、発電設備等を設置しようとする場合、制限表面の高さを確認し、その高さを超えないようにしなくてはなりません。

■ 手続きが必要となる場合

空港周辺に設定された制限表面の上に出る高さの建造物、植物その他の物件（クレーン作業等一時的なものを含む）について、これを設置し、植栽し、又は留置することは禁止されている。

○ 航空機の安全な離着陸のため、空港周辺の一定の空間を障害物が無い状態にしておく必要があり、空港周辺に「制限表面」を設定している。

■ 確認方法・手続内容

空港周辺において、建物等を設置しようとする場合は、事前に、設置しようとする建物等が制限表面の上に出るか否かを確認する必要がある。

■ 問い合わせ先・提出先

各々の空港を所管する各空港事務所

■ 手続きの参考ウェブサイト

空港周辺における建物等設置の制限（国土交通省東京航空局HP）
http://www.cab.mlit.go.jp/tcab/info/02.html
空港周辺における建物等設置の制限（国土交通省大阪航空局HP）
http://ocab.mlit.go.jp/news/limit

航空障害灯設置物件等の届出
（航空法）

地表又は水面から６０メートル以上の高さの発電設備等に航空障害灯、昼間障害標識を設置した場合、国への届出が必要です。

■ 手続きが必要となる場合

地表又は水面から60メートル以上の高さの物件の設置者は、当該物件に航空障害灯を設置し、届け出る必要がある。なお、設置する航空障害灯の種類が高光度航空障害灯又は中光度白色航空障害灯の場合は事前の照会が必要となる。
また、煙突、鉄塔等の昼間において航空機からからの視認が困難である物件で地表又は水面から60メートル以上の高さのものの設置者は、昼間障害標識を設置し、届け出る必要がある。

■ 確認方法・手続内容

航空障害灯、昼間障害標識を設置した場合、遅滞なく、国土交通大臣に届け出なければならない。

■ 問い合わせ先・提出先

地方航空局の航空灯火・電気技術課

■ 手続きの参考ウェブサイト

航空障害灯・昼間障害標識／風力発電機の位置情報提供（国土交通省東京航空局HP）
http://www.cab.mlit.go.jp/tcab/aerial_beacon/01.html
航空障害灯・昼間障害標識について（国土交通省大阪航空局HP）
http://ocab.mlit.go.jp/news/sign/

伝搬障害防止区域における高層建築物等に係る届出（電波法）

伝搬障害防止区域に発電設備等を設置する場合で、一定の高さ以上となる場合、事前に国への届出が必要です。

■ 手続きが必要となる場合

発電所建設地が伝搬障害防止区域（重要無線通信を確保する必要があるときは、その必要範囲内において総務大臣が定める）に指定されており、発電設備の最高部が31mを超える場合

■ 確認方法・手続内容

伝搬障害防止区域図により管理されているため、伝搬障害防止区域内に該当するか否かを地方総合通信局無線通信部局等に照会する。
高層建築物等予定工事届等を総務大臣へ届け出なければならない。

【標準処理期間】
３週間

■ 問い合わせ先・提出先

総合通信局無線通信部等

■ 手続きの参考ウェブサイト

電波伝搬障害防止制度（総務省HP）
https://www.tele.soumu.go.jp/j/sys/others/obstacle/

風力発電施設建設に係る国土交通省・気象庁への相談

気象レーダーの近傍で風力発電施設を建設する場合、気象レーダーの観測への影響を回避・軽減する必要があるため、計画・用地選定等、事業の初期の段階で、国土交通省・気象庁へ相談をして下さい。

■ 手続きが必要となる場合

気象レーダーから45kmの区域内に風力発電施設を建設する場合。
ただし、5km以遠については、1基あたりの発電能力が500kW以上の風車が対象。
（参考）世界気象機関（WMO）は次のとおり指針を示している。

- ・気象レーダーから5km　：風力発電施設を建てるべきではない区域
- ・気象レーダーから5 ～ 20km　：影響の度合いの分析と協議が必要な区域
- ・気象レーダーから20 ～ 45km：事業情報を通知することが推奨される区域

■ 確認方法・手続内容

下記問い合わせ先に気象レーダーへの影響の有無などについて相談。
影響が有ると見込まれる場合、回避策について下記所管先と検討をする。

■ 問い合わせ先・提出先

気象庁所管レーダー　気象庁 観測部 計画課
国交省所管レーダー　国土交通省 水管理・国土保全局 河川計画課 河川情報企画室

■ 手続きの参考ウェブサイト

風力発電施設が気象観測レーダーに及ぼす影響（気象庁HP）
http://www.jma.go.jp/jma/kishou/know/radar/windturbine.html
気象庁所管レーダーの設置位置（気象庁HP）
http://www.jma.go.jp/jma/kishou/know/radar/kaisetsu.html
http://www.jma.go.jp/jma/kishou/know/kouku/2_kannsoku/23_draw/23_draw.html
国交省所管レーダー（レーダ雨量計）の設置位置（国土交通省HP）
http://www.mlit.go.jp/tec/tec_fr_000040.html